
神奈川県
住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル

令和3年6月

神奈川県地域住宅協議会

目 次

目 次

はじめに	1
（１）マニュアルの位置付け	2
（２）マニュアルの適用	3
（３）マニュアルに係る協定団体	3
（４）マニュアルで使用する用語	3
（５）マニュアルの見直し	3
第 1 章 制度概要	4
1 制度概要	4
（１）災害救助法	4
（２）救助の種類	4
（３）住宅の応急修理の概要（法第 4 条第 1 項第 6 号）	4
（４）障害物の除去の概要（法第 4 条第 1 項第 10 号、令第 2 条第 2 号）	7
（５）県・救助実施市・市町村の主な役割分担	8
（６）災害救助法に基づく市町村への委任事務	8
2 住宅の応急修理・障害物の除去に関する業務の流れ	9
（１）事務処理フロー（全体）	9
（２）事務処理フロー（申込～代金支払い）：応急修理の場合	10
（３）手続きに必要な書類	11
（４）契約・発注方法について	12
（５）整備が必要な書類	12
（参考）令和元年台風 19 号における住宅の応急修理実施経過について（川崎市の事例）	13
（参考）令和元年東日本台風における宅地内土砂混じりがれき撤去事業について（相模原市の事例）	14
第 2 章 実施要領・様式類	16
1 住宅の応急修理実施要領・様式類	17
2 障害物の除去様式類	59
第 3 章 資料集	76
1 質疑応答（Q & A）	77
2 協定書	97
3 法令集	108

* 連絡先一覧は、毎年度当初に更新する、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会の担当者一覧（被災住宅の応急修理関係・障害物の除去関係）を参照

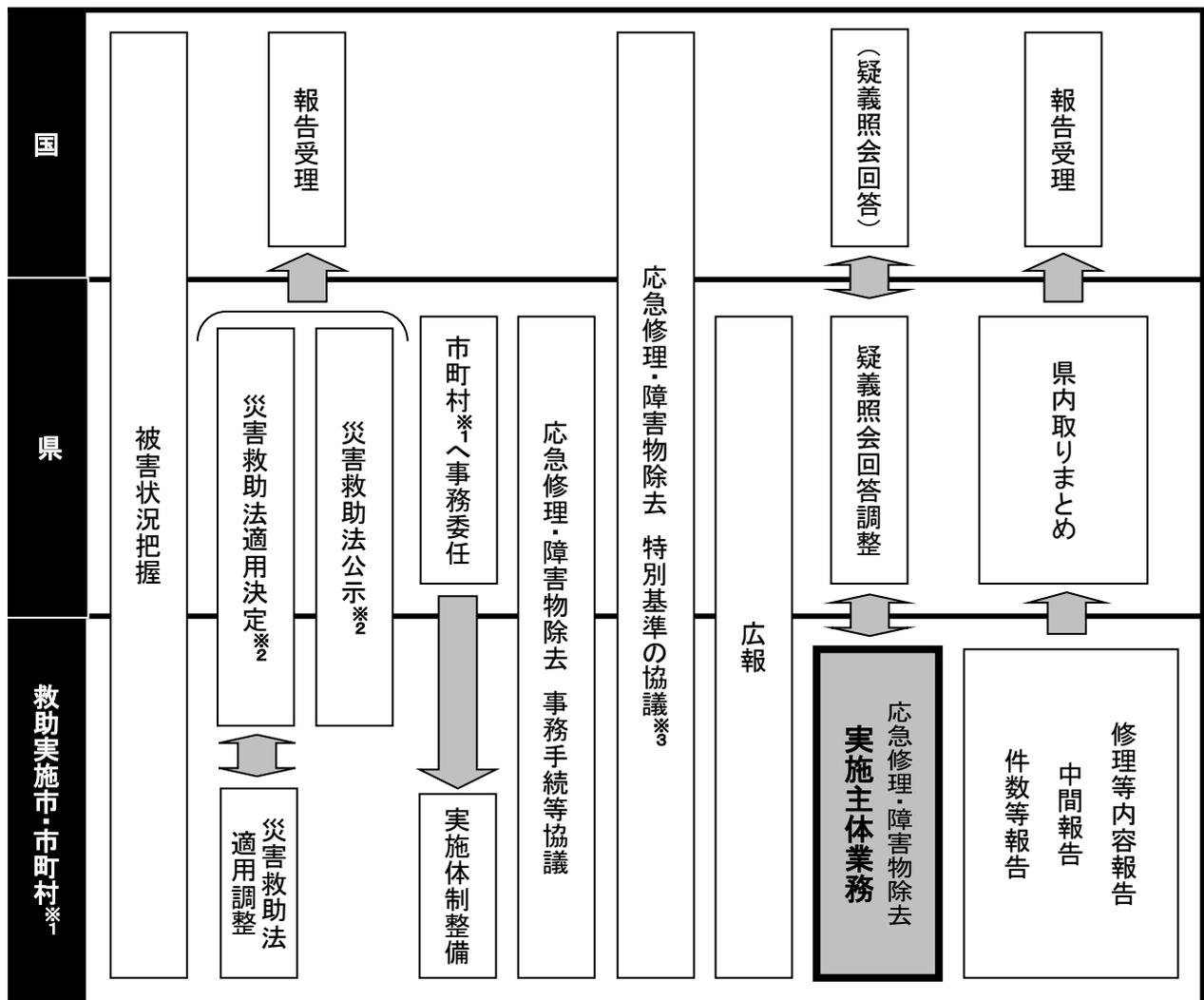
はじめに

災害救助法第4条に規定されている「被災した住宅の応急修理」については、平成8年度に「住宅の応急修理マニュアル」を作成し、その後、平成19年度及び平成25年度に改定しました。

平成25年度のマニュアル改定では、東日本大震災の経験を基に、県の関係部局や市町村との調整・検討を重ね、災害時に迅速かつ円滑に災害にあった住宅の応急修理を実施できるよう、県と市町村の役割分担の明確化を図り、原則として応急修理の主体業務を実施する市町村向けのマニュアルとして見直しを行い、併せて、災害救助法施行令において規定されている「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(障害物の除去)」についても、新たにこのマニュアルに追加しました。

今回のマニュアル改定では、令和元年東日本台風(台風第19号)によって、県内に約45年ぶりに災害救助法が適用され、住宅の応急修理及び障害物の除去制度を実施した経験を踏まえ、実務に沿った見直しを行っています。

【救助の大きな流れと県と市町村の役割分担】



※1 救助実施市を除く

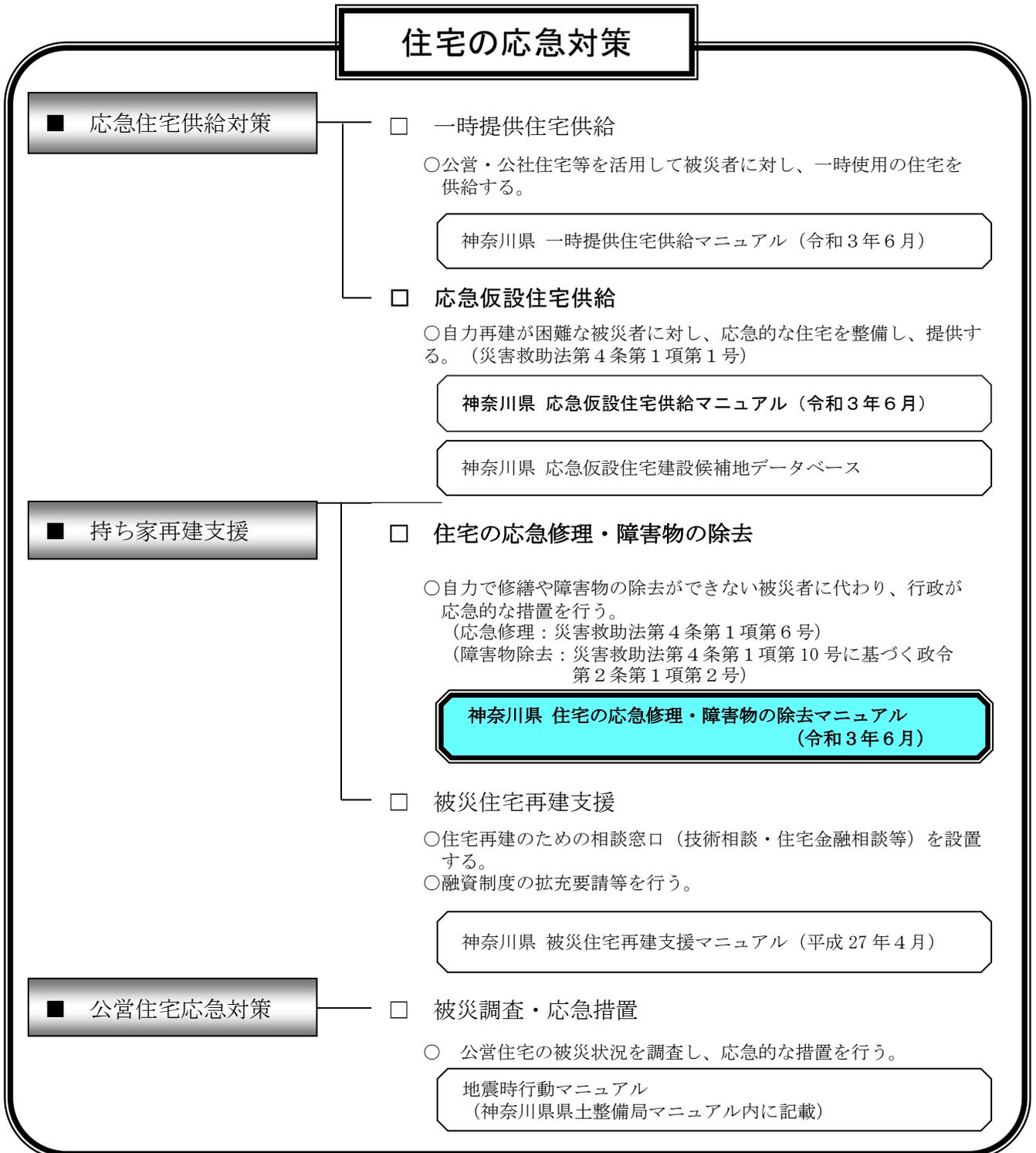
※2 救助実施市は、自ら「災害救助法適用決定」及び「災害救助法公示」を行う

※3 救助実施市を含む

(1) マニュアルの位置付け

このマニュアルは、住宅の応急対策のうち、住宅の応急修理及び障害物の除去について、災害救助事務の流れを整理したもので、これにより、発災時に迅速な対応を図れるようにすることを目的としています。

なお、大規模災害が発生した際に、県及び市町村等が行う住宅の応急対策をまとめると、おおむね下図のとおりとなります。



(2) マニュアルの適用

このマニュアルは、県内に災害救助法が適用された場合に、住宅の応急修理や障害物の除去が必要な被災者に対して、災害救助事務を行う際のマニュアルです。

なお、救助事務の実施にあたっては、本マニュアルのみならず、最新の関係法令、災害救助事務取扱要領、近年の災害時の他自治体等の対応を参考に柔軟に対応するものとします。

また、災害の状況、執行体制等により、このマニュアルによる対応が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。

(3) マニュアルに関係する協定団体

神奈川県は、災害時における住宅の応急修理・障害物の除去に関し、次の団体と協定を締結しています。

タイプ	団体名	マニュアル上の略称
応急修理・ 障害物の除去	①(一社)神奈川県建設業協会	神建協
	②(一社)全国木造建設事業協会	全木協
	③(一社)神奈川県建築士事務所協会	神事協
応急修理のみ	④神奈川県電気工事工業組合	神電工組

※各団体との協定締結状況や協定内容は、資料集P. 85を参照

(4) マニュアルで使用する用語

用語	説明
法	災害救助法
政令	災害救助法施行令
省令	災害救助法施行規則
協定団体	神建協、全木協、神事協、神電工組 (工事を行う協定団体は、神建協、全木協、神電工組の3団体)

(5) マニュアルの見直し

本マニュアルは、発災時に住宅の応急修理や障害物の除去の迅速な実施を行うことを目的としているため、適時に見直しを行い、実効性のあるものに更新していくものとします。

第1章 制度概要

1 制度概要

(1) 災害救助法

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として、昭和22年に施行された法律です。

この法律では、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が現に救助を必要としている者に対して行う救助について定めています。

なお、救助実施市は、平成31年4月1日施行の改正災害救助法により新たに創設された制度であり、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことが可能となりました。本県では、横浜市、川崎市及び相模原市が救助実施市に指定されています。

(2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、法第4条第1項に定められており、そのうちのひとつとして、同項第6号に「被災した住宅の応急修理」があります。また、同項第10号に基づく政令第2条第2号に「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去」があります。この他には、「避難所及び応急仮設住宅の供与」、「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」、「被災者の救出」などがあげられています。

救助の程度、方法及び期間については、法第4条第3項及び政令第3条の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事等がこれを定めることとなっています。

神奈川県では、「災害救助法施行細則による救助の程度等（最終改正令和2年8月25日告示第342号）」により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度を定めています。

(3) 住宅の応急修理の概要（法第4条第1項第6号）

住宅の応急修理とは、災害により住家に大規模半壊、半壊、半焼若しくは準半壊※の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者に対し、元の住家に引き続き住めるように日常生活上必要最小限度の部分を応急的に修理するものです。（半壊、半焼、準半壊の場合は自らの資力で応急修理をすることができない者に限る）

修理の対象となるのは、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限の部分であり、対象の部位も、①屋根・外壁・柱梁・床等の基本部分、②窓等の開口部、③上下水道等の配管・配線、④トイレ等の衛生設備等と限定されており、内装の修理は原則対象になりません。（P.6「住宅の応急修理の対象範囲」参照）

また、市町村が被災者に代わって直接修理（現物支給）を行うものであるため、市町村が修理業者に直接発注を行うことになります。

※これまでは、大規模半壊、半壊のみが対象でしたが、令和元年10月23日より、準半壊（被害の程度が10%以上20%未満）も対象となりました。（令和元年8月28日以後に法適用された災害による被害が対象）

(8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。^(注)
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(注) 令和2年7月16日付内閣府通知「応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について」を受け、「令和2年7月豪雨」では、応急修理期間中の応急仮設住宅の使用を可能とする運用が図られました。(令和2年7月17日内閣府事務連絡)

(8)住宅の応急修理「準半壊」

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が準半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

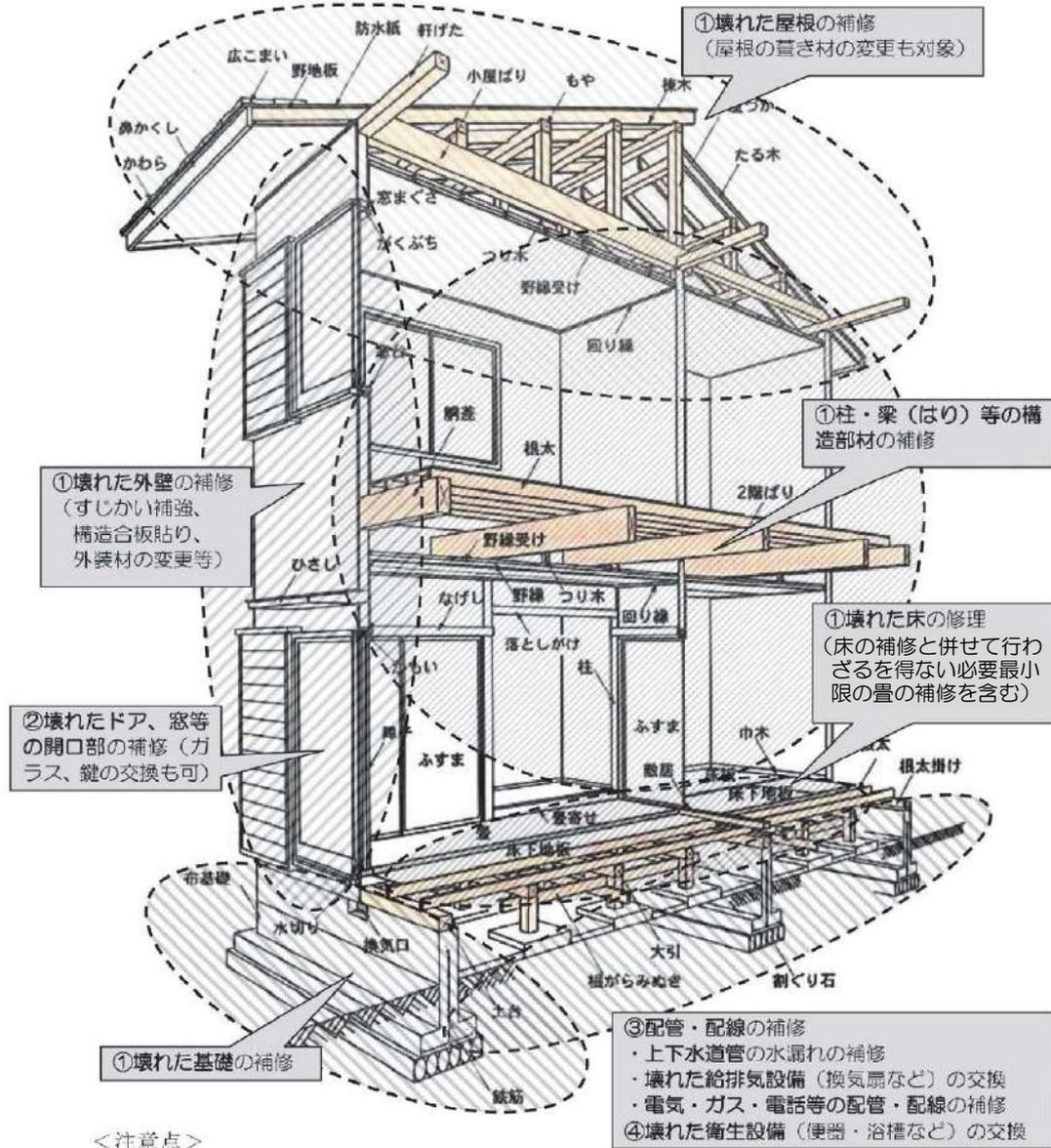
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

「災害救助法の概要(令和2年度版)内閣府政策統括官(防災担当)避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用

○住宅の応急修理の対象範囲



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象とします。家電製品は、対象外です。洗浄・消毒は、対象外です。

※令和元年台風19号における住宅の応急修理実施要領別紙1「応急修理にかかる工事例」より抜粋

(4) 障害物の除去の概要（法第4条第1項第10号、令第2条第2号）

障害物の除去とは、災害により住家に半壊、半焼若しくは床上浸水の被害を受け、自らの資力では障害物の除去ができない者を対象に、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。

居室、台所、玄関、便所等に流入した土砂等の障害物を市町村が被災者に代わって直接除去（現物支給）を行うものであるため、市町村が施工業者に直接発注を行うこととなります。

なお、費用の限度額は下記のとおりですが、複数世帯の障害物を一帯的に除去する場合は、対象世帯の平均額が限度額以内に納まる範囲であれば対象となります。

(12) 障害物の除去

	一般基準	備考
対象者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賞金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

「災害救助法の概要（令和2年度版）内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当、被災者生活再建担当」より引用

(5) 県・救助実施市・市町村の主な役割分担

	県	救助実施市	市町村 (救助実施市除く)
救助体制の構築 ※2	○	○	
県内の広域調整	○		
国との調整 ※3	○	○	
救助の実施主体		○	○
被災者への支援		○	○
財源負担	○	○	※1

※1 救助を実施するにあたり、工事費用等の救助費を一時的に拠出する必要があります（繰替支弁）。ただし、この費用は最終的に県から負担金として精算交付されるため、実質的な負担はありません。

※2 県と救助実施市は連携・協力して、国・協定団体との調整を行うなど救助体制の構築を行います。

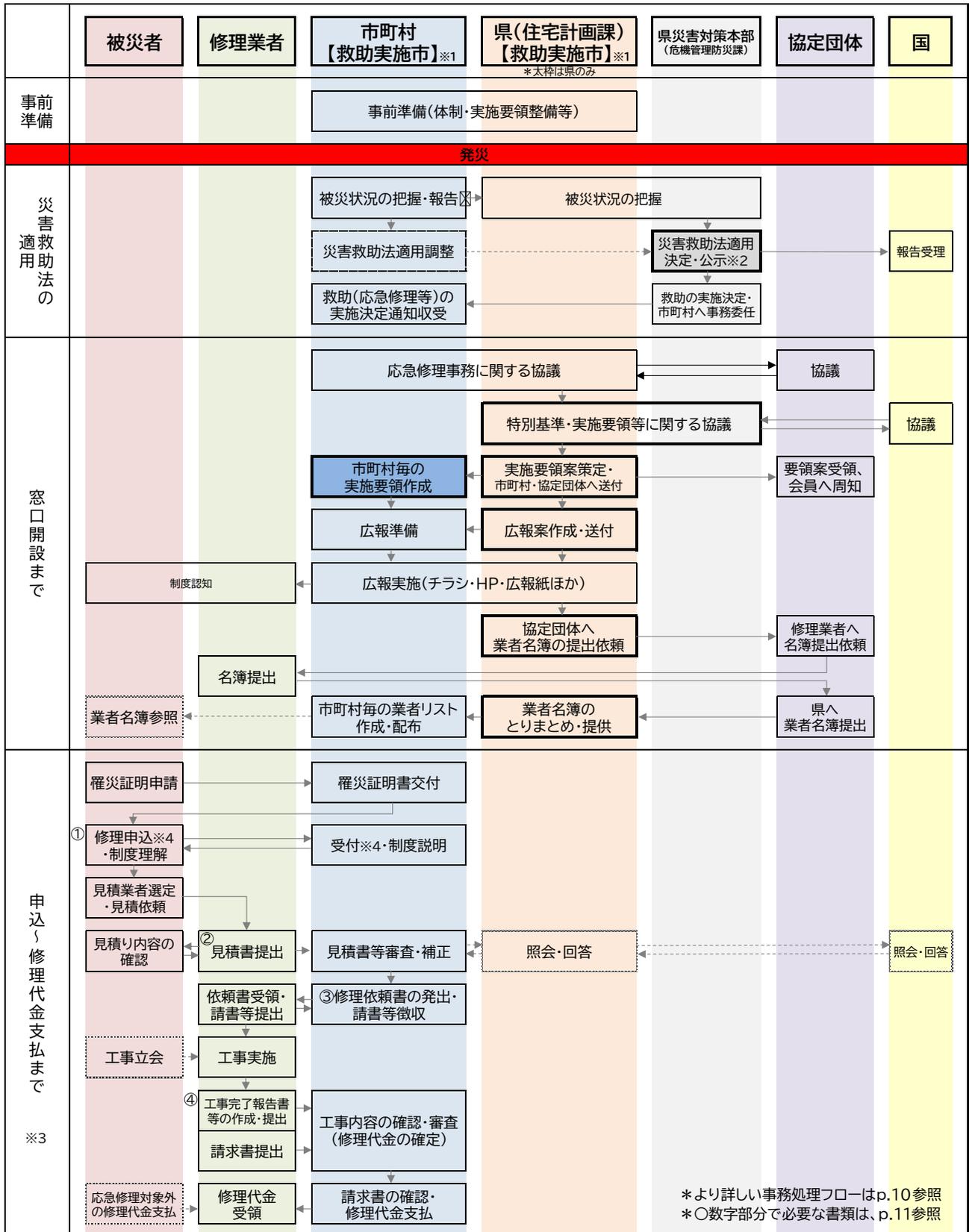
※3 県及び救助実施市が国と調整した事柄は、適切な救助事務実施のため、互いに情報共有を行います。

(6) 災害救助法に基づく市町村への委任事務

法第13条に基づき、県は市町村（救助実施市を除く）に、住宅の応急修理及び障害物の除去の事務を委任します。

2 住宅の応急修理・障害物の除去に関する業務の流れ

(1) 事務処理フロー（全体）



※1 【救助実施市】は、市町村の事務に加え、県が行う事務の一部も併せて行う。

※2 救助実施市は、自ら「災害救助法適用決定・公示」を行う。

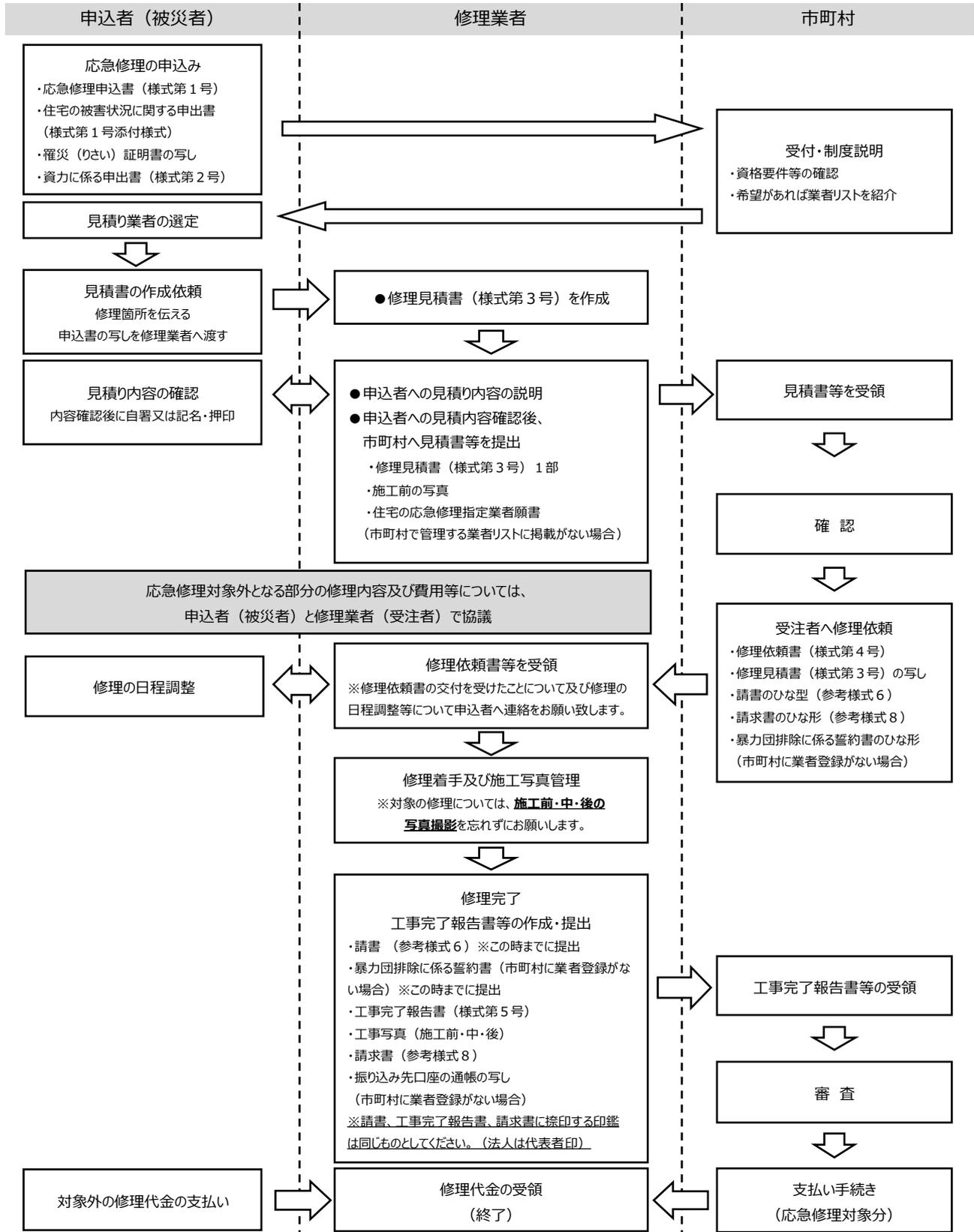
※3 障害物の除去の場合は、フロー上の「修理」を「除去」と読み替える。

※4 救助実施市・市町村においてオンライン申請受付が可能な場合は、インターネットによる申込受付も含む。

(2) 事務処理フロー（申込～代金支払い）：応急修理の場合

川崎市・相模原市作成資料を市町村版に修正（県が加工）

住宅の応急修理 事務処理フロー



*住宅の応急修理実施要領の手続きの流れ(P.18)も参照してください。

(3) 手続きに必要な書類

<p>ア 住宅の応急 修理①申込時</p>	<p>(1) 住宅の応急修理申込書【様式第1号】 (2) 住宅の被害状況に関する申出書【様式第1号添付様式】 (3) 罹災(りさい)証明書の写し (4) 資力に係る申出書【様式第2号】 ※半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)の場合のみ (5) 住宅の応急修理指定業者願書【参考様式4】 ※業者リストに掲載されている業者以外の業者を指定する場合のみ提出</p>
<p>②見積書提出時</p>	<p>(1) 修理見積書(様式第3号) 1部 (2) 施工前の写真 (3) 住宅の応急修理指定業者願書【参考様式4】 ※市町村で管理する業者リストに掲載がない場合</p>
<p>③修理依頼時</p>	<p>(1) 修理依頼書【様式第4号】 (2) 修理見積書【様式第3号】の写し (*併せて次のひな型も送付する。 ○請書のひな型【参考様式6】 ○請求書のひな形【参考様式8】 ○暴力団排除に係る誓約書のひな形(市町村に業者登録がない場合)</p>
<p>④完了時</p>	<p>(1) 工事完了報告書【様式第5号】 (2) 工事写真(施工前・中・後) (*最終的には、次の資料も提出必要。 ○請書【参考様式6】 ○暴力団排除に係る誓約書(市町村に業者登録がない場合) ○請求書【参考様式8】 ○振り込み先口座の通帳の写し(市町村に業者登録がない場合)</p>

(注) ()内の資料については、市町村に要否及び使用する様式が異なる場合がある。

イ 障害物の除去

<p>①申込時</p>	<p>(1) 障害物の除去申込書【様式第1号】 (2) 資力に係る申出書【様式第2号】</p>
-------------	--

※このほか、必要に応じて、住宅の応急修理の様式等を参考に使用する。

(4) 契約・発注方法について

ここでは、令和元年台風第19号の事例を参考に、次のとおり基本の契約・発注方法を記載しますが、各市町村（救助実施市含む）の会計規則等に従って契約・発注を行ってください。

契約の種類	・「業務委託」又は「工事請負」
契約・発注方法	・随意契約 他の救助事務と同様に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく契約（いわゆる「緊急随契」）が認められることが一般的となる。
	・請書による発注（P.32【参考様式6】参照） 多くの市町村において、契約書の作成の省略が可能な金額であることから、請書を徴している。なお、市町村によっては、請書も不要としている事例もあるため、各市町村の会計規則等に従い発注を行うこととする。
受注者への依頼	市町村から受注者への依頼に併せて、契約に必要な書類を送付する。 <修理依頼時の送付書類（川崎市の例）> ・修理依頼書 ・修理見積書の写し ・請書のひな型 ・請求書のひな形 ・暴力団排除に係る誓約書ひな形（市業者登録がない場合） （P.41の修理依頼の例【修理業者用説明資料（川崎市版）】参照）

(5) 整備が必要な書類

「災害救助事務取扱要領（令和2年5月）」より抜粋

<p>第4</p> <p>9 被災した住宅の応急修理</p> <p>(6) 必要な書類</p> <p>法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。</p> <p>(ア) 救助実施記録日計票(注1)</p> <p>(イ) 住宅の応急修理記録簿(注1)</p> <p>(ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等</p> <p>(エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p> <p>14 障害物の除去</p> <p>(6) 必要な書類</p> <p>法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。</p> <p>ア 救助実施記録日計票(注2)</p> <p>イ 障害物除去の状況</p> <p>ウ 障害物除去支出関係証拠書類</p>

(注1) 令和元年台風19号応急修理の精算監査では(ア)(イ)の項目を網羅した台帳(P.38参考様式12参照)を整備し提出することでも可とされました。

(注2) 救助実施記録日計票(【参考様式10】)については、必ずしも作成する必要はない旨、内閣府から見解が示されていることから、必要に応じて作成することとします。

(参考) 令和元年台風 19 号における住宅の応急修理実施経過について (川崎市の事例)

○ : 内閣府、県、協定団体との調整 ■ : 川崎市の動き

発災後 日数	日付	経 過
0	R1/10/12	被災・災害救助法の適用
3	10/15	○ 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び協定団体 (神建協、全木協、神事協、神電工組) と対応の協議 県を中心に実施要領の調整開始
		■ 罹災証明書の受付開始
5	10/17	■ 浸水被害を受けた地区の罹災証明ローラー調査開始
6	10/18	○ 県より内閣府宛て実施要領の確認依頼
7	10/19	○ 全木協主催の会員向け説明会 (1回目: 県出席)
8	10/20	○ 全木協主催の会員向け説明会 (2回目: 県出席) 内閣府から実施要領を確認した旨連絡
		■ 浸水被害を受けた地区の罹災証明ローラー調査終了 (2,407 件)
9	10/21	○ 全木協事業者リスト (第1弾) の受領
11	10/23	■ 報道発表 (応急修理実施の旨、制度概要、10/24から相談窓口設置)
12	10/24	○ 県より内閣府宛て実施要領 (準半壊を含む) の確認依頼 ※10/23 に法改正 (準半壊を含む) があったため
		■ 応急修理の相談窓口の設置 (市役所本庁舎)
13	10/25	○ 内閣府から実施要領 (準半壊を含む) を確認した旨連絡
		■ 報道発表 (10/28 から受付、制度概要 (準半壊含む)) ホームページに概要・様式等を掲載
16	10/28	罹災証明書の発行開始 (応急修理を含む支援メニュー一覧を添付) ■ 受付開始 (市役所本庁舎、11/8 までの臨時窓口 3 区役所 (中原、高津、多摩)) ※最大対応人数 区役所10名、本庁舎 3 名 (本庁は問合せ対応がほとんど)
17	10/29	○ 全木協主催の会員向け説明会 (3回目: 県、川崎市出席)
18	10/30	○ 全木協事業者リスト (第2弾) の受領
25	11/6	■ 報道発表 (臨時窓口 3 区役所の期間延長~11/22)
		○ 全木協事業者リスト (第3弾) の受領
26	11/7	○ 神建協事業者リスト (第1弾) の受領 (市対応事業者 2 社)
31	11/12	○ 神建協事業者リスト (第2弾) の受領 (市対応事業者 2 社追加)
41	11/22	■ 臨時窓口 3 区役所での受付終了
44	11/25	市役所本庁舎のみでの受付体制開始
		■ ※受付・完成検査他 2 名、見積審査 1 名、修理依頼・支出事務 1 名程度 3 区役所では申込用紙の配布・本庁舎への来庁が困難な申込者への対応のみ
約9カ月後	R2/7/10	■ 申込後、見積書等の提出のない方 (74 件) へ通知・意向確認用返信ハガキを送付
約10カ月後	8/17	■ 報道発表 (応急修理制度の受付終了の案内)
約1年後 (384日後)	10/30	応急修理受付終了
		○ 受付済で手続未完了の申込者・施工者へ完了報告期限が 12/28 となる旨通知 ■ (受付件数: 川崎市 658 件、相模原市 10 件※、平塚市 2 件、小田原市 6 件、松田町 2 件) ※相模原市は 8/31 に受付終了

(参考) 令和元年東日本台風における宅地内土砂混じりがれき撤去事業について (相模原市の事例)

1 背景

市域に災害救助法が適用となる大規模災害が発生し、災害救助法に基づく、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去の実施が困難であったため、代替え措置として、災害等廃棄物処理事業を活用し、民有宅地内の堆積土砂等の撤去を実施。

2 事業概要

(1) 目的

市内の民有宅地等に流入し堆積した土砂混じりがれきについて、生活環境保全上の支障及び二次災害等の公益上重大な支障の除去並びに被災者の生活再建支援を図るため、当該土地所有者等からの申請により、市が土砂等の撤去を実施するもの

(2) 対象者等

- ・ 東日本台風により土砂等が流入し堆積した民有宅地等 (居住の用に供する家屋のあるものに限る。)
- ・ 民有宅地等を所有する個人又は中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者

(3) 適用補助

環境省の「災害等廃棄物処理事業」を適用

<補助内容>

対 象	災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 等
補助要件	政令指定都市：事業費80万円以上
	降雨：最大24時間雨量が80mm以上
	暴風：最大風速 (10分間の平均風速) 15m/sec以上 等

<適用理由>

災害救助法 (内閣府防災所管) の「障害物の除去」の適用要件は、対象者が半壊又は床上浸水した住家となっており、被災地の多くは、家屋への被害はなく、宅地内に堆積した土砂の撤去が必要であったこと。

また、国交省の「堆積土砂撤去事業」については、堆積土砂の総量が一定量以上と要件が定められており、直接土砂の排除を実施するまで補助対象となる土砂量の推定が困難であることから、環境省の「災害等廃棄物処理事業」を適用

(4) 事業の役割分担

- ・ 民有宅地等から土砂等の撤去・収集、仮置場までの運搬⇒建築・住まい政策課
- ・ 仮置場からの運搬、分別・処分⇒資源循環部

3 発災後の事業の流れ

発災日	日付	経過
0	10月12日	令和元年東日本台風発生・災害救助補適用
3	10月15日	
4	10月16日	災害救助法に基づく障害物の除去の代替措置として宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業の検討 環境省及び国交省へ支援制度の適用の確認
5	10月17日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業の基本方針及び要綱策定（市長決裁）
6	10月18日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業開始 被災者向け周知（HP・チラシ配下・報道発表） 市から協定団体へ応援要請（応援要請書） 申込窓口開設（津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター及び建築・住まい政策課）
7	10月19日	業者発注準備 土砂仮置き場の整理・確保
9	10月21日	協定団体から応援要請に対する回答（要請承諾書受領）
10	10月22日	業者へ見積依頼
13	10月25日	委託業者との契約
16	10月28日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去実施
20	11月1日	出張申込受付（鳥屋・青根）の実施
24	11月5日	出張申込受付（串川・青野原）の実施
約4カ月後	2月27日	災害査定（環境省）
約5カ月後	3月31日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業要綱の延長
約8カ月後	6月30日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業要綱の延長
約10カ月後	8月31日	宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業受付終了

4 実績

申請受付	撤去実施	申請取下	事業対象外※
141	88	22	31

※ 事業対象外の主な例

- ・ 土砂の流入により家屋が全壊したもの
- ・ 法面の崩壊により土砂を撤去することによる家屋等への二次被害が懸念されるもの
- ・ 畑や工場、キャンプ場などの民有宅地外のもの

5 留意事項

- ・ 発災直後は道路復旧が優先されることから、被災地周辺の地元業者は道路復旧対応となり、業者確保が困難であったため、災害時における関係部署との平時からの調整が必要
- ・ 事業対象外としたものについて、他部署で対応できる支援策との連携や情報共有が必要

第2章 実施要領・様式類

1 住宅の応急修理実施要領・様式類	17
2 障害物の除去様式類	59

ここでは、令和元年度東日本台風（台風第19号）の事例及び災害救助事務取扱要領（令和2年5月版）を基にした実施要領、様式類を掲載していますので、最新の災害救助事務取扱要領（内閣府作成）を参照の上、市町村の実情に合うよう修正した上で使用してください。

ただし、災害救助法に規定のある基準等を修正等すると国庫負担の対象とならない場合がありますので留意してください。

1 住宅の応急修理実施要領・様式類

(1) 要領（案）

〇〇災害における住宅の応急修理実施要領（案）	18
別紙1「応急修理に係る工事例」	21

(2) 様式

ア 受付・申込時【申請者⇒市町村】

【様式第1号】応急修理申込書	24
【様式第1号添付様式】住宅の被害状況に関する申出書	25
【様式第2号】資力に係る申出書	26
【様式第3号】修理見積書	27
【参考様式1】委任状（申請者⇒代理人）	28
【参考様式2】同意書（貸主⇒借借人）	29
【参考様式3】取下げ届	30
【参考様式4】住宅の応急修理指定業者願書	31

イ 依頼時【市町村⇒業者】

【様式第4号】修理依頼書	32
【参考様式5】応急修理実施連絡書	33
【参考様式6】請書	34

ウ 完了時【業者⇒市町村】

【様式第5号】工事完了報告書	35
【参考様式7】申立書	36
【参考様式8】請求書	37
【参考様式9】検査調書	38

エ 整備を要する書類（災害救助事務取扱要領に定める書類）【市町村】

【参考様式10】救助実施記録日計票	39
【参考様式11】住宅の応急修理記録簿（内閣府様式）	40
【参考様式12】住宅の応急修理記録簿（川崎市様式※）	41

※ 令和元年台風19号応急修理の精算監査では参考様式10及び11の項目を網羅した台帳（参考様式12）を整備し提出することでも可とされました。

(3) 資料集

（令和元年東日本台風時に川崎市・相模原市で作成したものなどを参考に掲載）

【被災者向け】制度案内チラシ（相模原市版）	42
【修理業者向け】説明資料（川崎市版）	44
チェックシート（相模原市版）	
申込用	50
見積書用	51
完了検査用	53
受付台帳（相模原市版）	54
管理用台帳（川崎市版）	55
住宅応急修理登録者名簿	56
修理業者推薦依頼書【県⇒協定団体】	57
修理業者推薦書【協定団体⇒県】	58

※各市町村は、本要領(案)を参考に、市町村毎に実施要領を作成して実施する。

(災害名)における住宅の応急修理実施要領(案)

(〇年〇月〇日決定)

〇〇市(町村)[災害対策本部]

災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、〇〇市(町村)の(災害名)における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

- ① 当該災害により大規模半壊、半壊(半焼)又は一部損壊(準半壊)の住家被害を受けたこと
災害により大規模半壊、半壊(半焼)又は一部損壊(準半壊)の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。
- ③ 応急仮設住宅を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、被害の程度が半壊以上で自らの住居に居住できず、他の住まいの確保が困難な者であること。
ただし、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が半壊、半焼若しくは一部損壊(準半壊)し、自らの資力では応急修理することができない者については、資力に係る申出書(様式第2号)により確認する。なお、申出書に疑義が生じた場合は、市(町村)において申出者へのヒアリング等により判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

ア 当該災害と直接関係ある修理のみが対象となる。

イ 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

ウ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

エ 家電製品は対象外である。

オ 洗浄及び消毒は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、一世帯当たり次に掲げる額（消費税を含む。）以内とする。

ア 大規模半壊又は半壊 595,000円

イ 一部損壊(準半壊に限る。) 300,000円

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

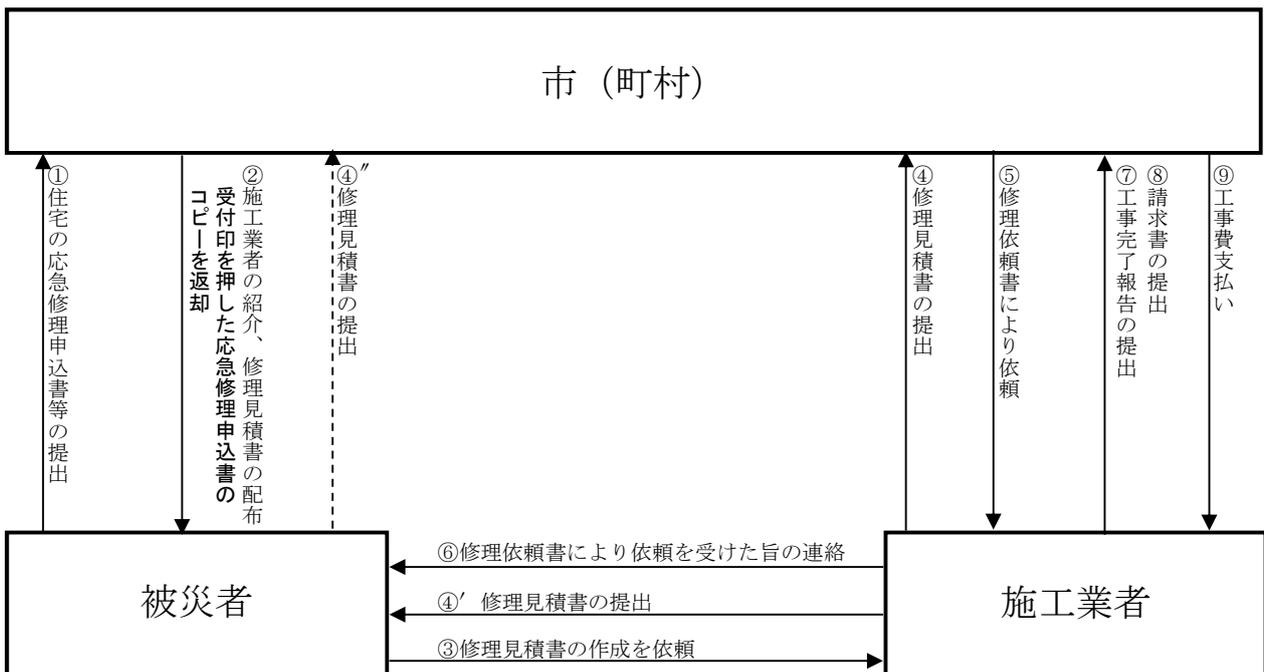
4 手続の流れ

(1) 市（町村）は、県から情報提供された応急修理可能な業者名簿（協定団体から県に提出される名簿）を参考に、市町村独自の協定団体等を適宜追加等した上で施工業者リストの作成を行う。

(2) 市（町村）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、被災者等に応急修理制度の概要を説明する。また、必要に応じて、（1）の施工業者リストの配布を行う。以後の手続きは以下のとおり。（数字は図1に対応）

手続きの流れ	
①	希望する被災者は、市（町村）の窓口に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が半壊又は一部損壊（準半壊）の場合は、資力に係る申出書（様式第2号）も併せて提出する。 ※被害状況は、市（町村）が発行する「罹災証明書」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。
②	市（町村）は、申込書等の内容を確認し、応急修理の対象となる被災者に修理見積書（様式第3号）や必要に応じて施工業者リストを配布する。 併せて、受付印を押した住宅の応急修理申込書のコピーを申込者に返却する。
③	被災者は、施工業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。
④	施工業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）市（町村）の窓口提出する。
④'	※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、
④''	工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※施工業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。 ※施工業者が、市（町村）の施工業者リストに掲載されていない場合は、併せて「住宅の応急修理指定業者願書（参考様式）」の提出を依頼する。
⑤	市（町村）は、修理見積書の内容を確認のうえ、施工業者に修理依頼書（様式第4号）により依頼する。
⑥	施工業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。
⑦	施工業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市（町村）に工事完了報告書（様式第5号）を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること
⑧	応急修理に要した費用を市（町村）に請求する。
⑨	市（町村）は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図 1



応急修理に係る工事例

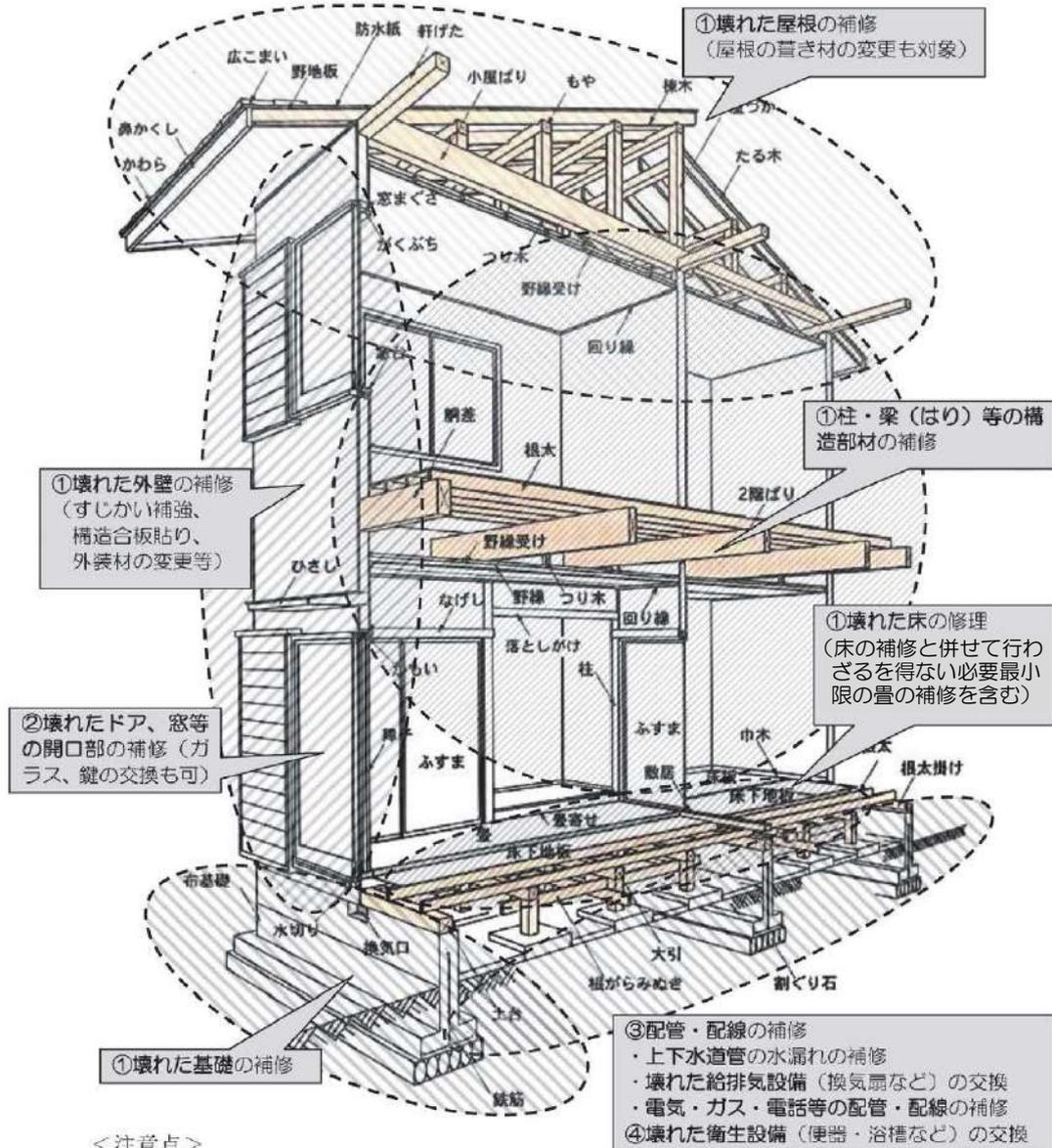
1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む)
- ② 傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。)
- ⑤ 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする)
- ⑥ 壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む)
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。)

2 応急修理の基本的考え方

- ① 当該災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
(例)○壊れた屋根の補修(屋根葺き材の変更は可)
 - 壊れた便器の取り替え(×洗浄機能等の付帯したものは不可)
 - 割れたガラスの取り替え(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。
・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
(例)×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
(例)○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。
- ⑤ 洗浄・消毒は対象外である。

○住宅の応急修理の対象範囲



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象とします。家電製品は、対象外です。洗浄・消毒は、対象外です。

《参考》精算監査を踏まえた留意事項

- 要領3（3）借家の取扱いについては、所有者の資力確認を課税証明書などにより厳格に実施するよう指摘がありました。（令和元年台風19号応急修理精算監査（川崎市））適用する場合には具体的な要件を事前に内閣府に確認する必要があります。
- 要領4 図手続きの流れ①※「被災者台帳により被災状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない」とありますが、清算監査では罹災証明書の写しの提出を求められた（令和元年台風19号応急修理精算監査（川崎市））ため、このような取扱いは事前に内閣府に確認が必要です。
- 別紙1 応急修理に係る工事例や、事務取扱要領等を参考に、対象修理の判断を行うこととなりますが、清算監査での指摘により国庫充当ができない場合があるため、対象修理の判断に迷う場合は事前に内閣府に確認する必要があります。

住宅の応急修理申込書

〇〇市町村長 様

災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先(TEL)】 _____ (自宅・携帯・勤務先・その他)

【氏 名】 _____

- 1 被災日時 年 月 日
- 2 災害名 (災 害 名 称)
- 3 住宅の被害の程度 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊(準半壊)

- ・市町村が発行する「罹災証明書」又は「被災者台帳」等に基づき、被害の程度に○をつけてください。
- ・半壊、一部損壊(準半壊)の場合は、「資力に係る申出書(様式第2号)」も併せて提出してください。
- ・床下浸水は一部損壊(10%未満)に区分されるため、応急修理の対象外です。

4 被害を受けた住宅の部位
(※該当箇所に○をつけてください。)

- ・屋根 ・サッシ ・柱 ・上下水道の配管
- ・床 ・ガスの配管 ・外壁 ・給排気設備の配管
- ・基礎 ・電気、電話線、テレビ線の配線 ・梁 ・トイレ
- ・ドア ・浴室 ・窓
- ・その他 (具体的に記入)

(_____)

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）

年 月 日

〇 〇 市（町・村）長 あて

住所 _____

氏名 _____

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所 _____

2 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組（屋根の骨組み）＋野地板（屋根の下地板）＋屋根葺き材（瓦、金属板など）からなっています。）

- 屋根葺き材 が 著しくずれ・破損・落下 している
- 小屋組 または 野地板 が壊れている。または 大きく変形している。

3 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材 からなっています。）

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

4 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造 ① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

は、

- ② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
- ③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。）

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が給水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。
- 特に支障なし

5 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄

資力に係る申出書

〇〇市町村長 様

私は、(災 害 名 称)のため、住家が半壊・一部損壊(準半壊)しております。
住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 (準半壊))

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額(総工事費) 0 円 -(消費税込)

 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 円 -(消費税込)(※1)

見積金額(被災者負担分) 0 円 -(消費税込)

■応急修理工事費の内訳 ※下表に関する見積書を添付（修理業者指定の様式で可）

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)		備 考
①	円		円	
②	円		円	
③	円		円	
④	円		円	
⑤	円		円	
	円		円	
合 計	0 円		0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合 : 595,000円

一部損壊(準半壊)の場合 : 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載「-」としてよい

(注意) 被災度区分や被災部位によっては、応急修理の対象とならない場合があります。

上記のとおり見積もり致します。(施工業者記入)

年 月 日

住 所

会社名

電話番号

代表者名

印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月 日

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印省略可)

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

住宅の応急修理に関する委任状

年 月 日

〇〇市（町村）長 あて

（委任者）

氏 名 （法人名称・代表者氏名）

住 所（事業所在地）

電話番号

私は、以下の権限を次の者に委任します。

- 1 私が所有する住宅における応急修理申込書及び当該申請に必要な書類を〇〇市（町村）長に提出すること。
- 2 申請書類に不備がある場合、当該申請を補正し、又は取り下げること。
- 3 その他当該申請に関して必要な一切の権限

（代理人）

氏 名

（法人名称・代表者氏名）

住 所（事業所在地）

電話番号

修繕する住宅の所在地

住宅の応急修理に係る同意書

年 月 日

〇〇市（町村）長 あて

私が所有する以下の物件について、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことに同意します。

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 応急修理する住宅の所有者

(住宅の所有者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

住宅の応急修理申込の取下げ届

年 月 日

〇〇市（町村）長 あて

（申込者） 被災住宅の所在地

氏 名

連絡先

年 月 日付で実施連絡のあった応急修理の申し込みを取り下げます。

市（町村）確認欄（この欄は記入しないでください）

上記取下げ届を受理しました。

年 月 日 〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇

受付欄	
受付番号	

住宅の応急修理指定業者願書

〇〇市（町村）長 あて

（修理申込者） 住 所 _____

氏 名 _____

住宅の応急修理の指定業者として、次の業者を指定して下さるようお願いいたします。

（業者を証明する添付書類：（法人）建設業許可証写し等、（個人）運転免許証写し等）

（施工業者） 住 所 _____

会社名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

修 理 依 頼 書

_____ 様

〇〇 市（町村）長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所

氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

【添付書類】

・修理見積書（写）

年 月 日

応急修理実施連絡書

_____ 様

〇 〇 市（町村）長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

年 月 日

工事完了報告書

〇〇市町村長 様

(施工業者)

会社名 _____

代表者名 _____

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住 所

氏 名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）

年 月 日

申立書

〇〇市町村長 様

次の被災住宅の応急修理について 工事前・工事中 の写真を撮影できなかったことから、その状況等を申し立ていたします。

1 被災者住所・氏名

住 所

氏 名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 撮影できなかった部分の施工状況等

(施工業者) 住 所 _____

会社名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

受付番号(※)		
---------	--	--

請 求 書

一金 円也

ただし、災害救助法による住宅の応急修理工事(受付番号)、宅) に対する完成代金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏名及び名称

(法人にあつてはその代表者の氏名)

印

()市(町村)長 殿

必ずご記入下さい。

口座振込先銀行名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行 本店 支店	当 座 ・ 普 通	

検 査 調 書

(決裁欄)

年 月 日

〇〇市町村長 様

検査員 職氏名

印

次のとおり検査しました。

契 約 名		受 注 者	
工 事 場 所			
契 約 金 額	年 月 日	契約締結年月日	年 月 日
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	完了検査年月日	年 月 日
工事着手年月日	年 月 日	工事完了年月日	年 月 日
備 考			

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助 の 種 類	応 急 修 理
	障 害 物 の 除 去

〇〇市(町村) 〇〇課

責任者(担当者) 印
地区責任者 印

NO. _____

〇月〇日〇時〇分

応 急 修 理	戸数(世帯数)	本 日 計	累 計
	記 事		
障 害 物 の 除 去	戸数(世帯数)	本 日 計	累 計
	記 事		

※応急修理、障害物の除去の実施数及び特記事項等を記録する。

救 助 日 報

応急修理	本日着工	戸	世帯
	本日竣工 (完了検査)	戸	世帯
	特記事項		

障害物の除去	本日着工	戸	世帯
	本日竣工 (完了検査)	戸	世帯
	特記事項		

令和元年東日本台風に係る被災した住宅の 応急修理のご案内



令和2年8月31日(月)で受付を終了します。

災害救助法に基づき、令和元年東日本台風により大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)となった住宅について、次のとおり応急修理を実施いたします。

1 対象の方・対象の住宅

- (1) 次の全ての要件を満たす者(世帯)が対象となります。
 - ア 現に居住していた住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)の被害を受けたこと。
 - イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。
- (2) 半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)の場合は、(1)に加え、自らの資力では、応急修理をすることができない者(世帯)であること。

2 応急修理の範囲

日常生活に必要で欠くことのできない部分の破損箇所であって、次の4項目のうち、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所において実施します。

- (1) 屋根、柱、床、基礎等
- (2) ドア等の開口部
- (3) 上下水道等の配管、配線
- (4) トイレ等の衛生設備等

注意事項

- ア 市が直接工事を発注します。(現物支給)
 - イ 災害による被害と直接関係ある修理のみが対象です。
 - ウ 内装に関するものは、原則として対象外です。
 - エ 修理の方法は、代替措置でも可能です。例えば柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設することもできます。
 - オ 家電製品は、対象外です。
 - カ エアコンの室外機、カーポート、物置など住宅の外に設置されたものは、対象外です。
 - キ 洗浄・消毒は、対象外です。
 - ク 申込前に修理が完了し支払いの済んでいる工事については、対象外となります。
- ※ 詳しくは、別紙「応急修理に係る工事例・注意点」をご参照ください

3 応急修理の限度額

- (1) 大規模半壊又は半壊の場合：1世帯当たり595,000円(消費税込)以内
 - (2) 一部損壊(準半壊に限る。)の場合：1世帯当たり300,000円(消費税込)以内
- ※ (1)及び(2)の費用には、原材料費、労務費、修理事務費等一切の経費を含みます。
- ※ 対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。
- (3) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。
 - (4) 借家の場合、原則としてその所有者が自身の責任において修理を行うものですが、所有者が修理を行えない場合等には、入居者が所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

応急修理の手続きについて

1 受付場所・時間（令和2年8月31日（月）で受付終了）

（1）受付場所

- ア 津久井総合事務所（緑区中野633）
- イ 相模湖総合事務所（緑区与瀬896）
- ウ 藤野総合事務所（緑区小淵2000）
- エ このほか、郵送で申請することも可能です。

（2）受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時となります。

2 必要書類

- （1）住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- （2）住宅の被害状況に関する申出書（様式第1号添付様式）
- （3）罹災証明書の写し
- （4）資力に係る申出書（様式第2号）・・・半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)の場合のみ
- （5）住宅の応急修理指定業者願書・・・市の業者リストに掲載されている業者以外の業者を指定する場合のみ提出

※市ホームページからダウンロードすることができます

3 手順のおおまかな流れ

①応急修理の申込み（申込者→市）

- 応急修理申込書、罹災証明書の写し等の提出
- 窓口における書類審査
- 市から指定業者の紹介、修理見積書、住宅の応急修理指定業者願書の配布
- 受付印を押した応急修理申込書の写しを申込者に返却

②修理見積依頼（申込者→施工業者）

- 申込者は、施工業者を選択し、修理見積を依頼
- 施工業者は、修理見積書と工事予定箇所が分かる写真を市と申込者に提出

③修理実施（市→施工業者）

- 市は、施工業者に修理を依頼。施工業者は申込者に市から依頼を受けた旨の連絡
- 施工業者は、修理実施後、市に工事完了報告を提出し、修理に要した費用を市に請求。
ただし、修理の限度額を超えた部分、災害による被害と直接関係のない修理については申込者の負担となります。

【問い合わせ先・郵送先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
都市建設局まちづくり計画部 建築・住まい政策課 住宅政策班
TEL 042-769-9817（直通）

被災住宅の応急修理業者の皆様へ

1. 応急修理制度の概要

令和元年台風第19号により住宅が一部損壊（準半壊）以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯等に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理するものです。

2. 対象となる修理の範囲

台風の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。また、あくまで応急修理ですので、対象となる範囲が決められています。詳しくは、「（別紙1）応急修理に係る工事例」をご覧ください。ご不明な点は住宅整備推進課にご相談ください。

3. 修理限度額

修理限度額は次のとおりです。限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

- （1）住宅被害が半壊、大規模半壊又は全壊の場合 59万5,000円（税込み）
- （2）住宅被害が一部損壊（準半壊に限る。）の場合 30万円（税込み）

4. 見積書の作成にあたって

- 見積書は市が作成する様式第3号を使用し、部位ごとの明細を数量等がわかるよう作成してください。
- 被害状況、修理予定箇所の施工前の写真を必ず添付してください。
- 見積書作成の際は、「修理見積書【記載例】」を参考としてください。

5. 注意事項

- 見積り内容については、修理申込者様に十分説明していただくようお願いします。
- 対象となる修理については、川崎市と修理業者様との契約となります。
- 着手前及び施工中（特に隠蔽部）の写真の撮り忘れに注意してください。
- 見積書等を審査後に市から修理依頼書を送付します。それまでは、原則修理を実施しないでください。

6. 修理業者様の提出書類

【見積り時】

- 修理見積書（様式第3号）1部（修理申込者様が確認して記名・押印されたもの）
- 施工前の写真 1部
- 住宅の応急修理指定業者願書（市が協定団体の会員等により作成した業者リストに掲載がない場合）

【工事完了時】

- 請書 1部 ※工事完了時まで提出
- 暴力団排除に係る誓約書 1部(川崎市競争入札参加資格の登録がない場合)※工事完了時まで提出
- 工事完了報告書（様式第5号）1部
- 施工写真（施工前・中・完了）1部（写真台紙に張り、施工状況等がわかるよう、そで書きましたもの）
- 請求書 1部
- 振り込み先口座の通帳の写し(口座番号部)(川崎市競争入札参加資格の登録がない場合) 1部
※請書、工事完了報告書、請求書に捺印する印鑑は同じものとしてください。（法人は代表者印）

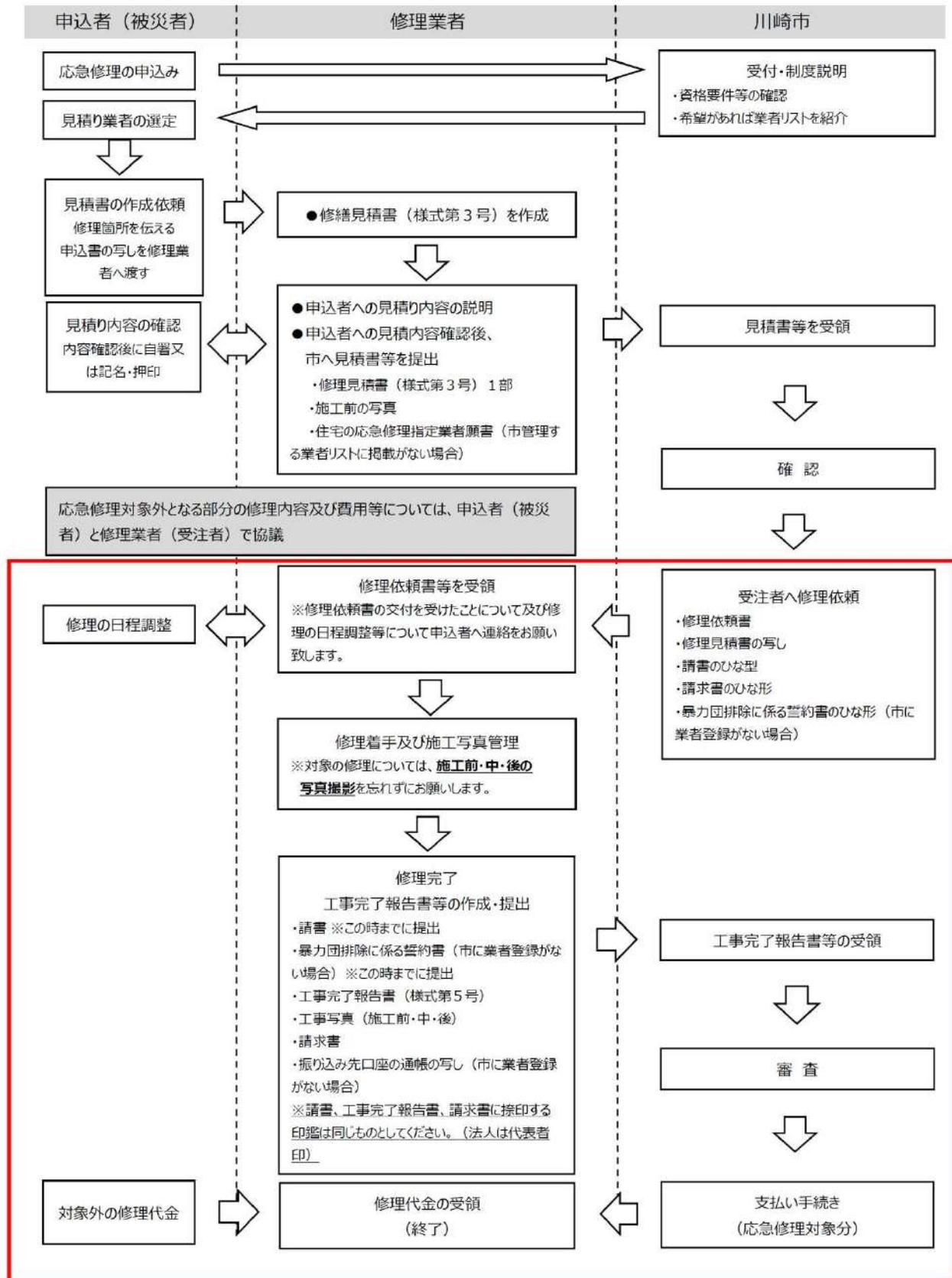
7. 提出・お問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル6階

川崎市役所まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 活用再生担当

連絡先：TEL:044-200-2253 FAX:044-200-3970 電子メール:50zyusei@city.kawasaki.jp

住宅の応急修理 事務処理フロー（修理業者用）



様式第4号

令和元年 月 日

修 理 依 頼 書

株式会社 _____ 代表取締役 _____ 様

川崎市長 福田 紀彦

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますので御了承願います。

1 被災者住所・氏名

住所 川崎市中原区

氏名

2 対象住宅所在地 川崎市中原区

3 受付番号 30011

4 依頼工事の見積額 金 595,000 円（応急修理分）

【添付書類】

・修理見積書（写）

収 入
印紙欄
200円

請 書

契約番号

令和元年度

- 1 件 名 応急修理業務委託（30025）
- 2 履 行 場 所 川崎市内
- 3 期 間 着手期限 令和 年 月 日
履行期限 令和 2年 9月30日
- 4 契 約 金 額 ￥ 595,000
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ 54,090)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 検 査 期 限 完成届を受理した日から工事については14日以内、その他については10日以内
- 7 代 金 支 払 期 限 引渡し後適法な手続に基づく請求書を受理した日から工事については40日以内、その他については30日以内
- 8 か し 担 保 有
- 9 損 害 金 遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額

上記により別冊設計書、仕様書その他関係書類に基づき、川崎市契約規則に定める条項を守り承諾の上、頭書の金額をもって頭書の期限内に契約を履行することをお請けします。

令和2年3月23日

(あて先) 川 崎 市 長

請 負 者 住 所 川崎市中原区

商号又は名称
代 表 者 名

印

(予算執行課： 住宅整備推進課)

請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）

請求内訳	数量	単位	単価	金額
応急修理業務委託（30032）	1	式	円 595,000	円 595,000
うち消費税相当額				54,090
以下余白				

注）※印は軽減税率（8%）適用商品

請求金額		十億		百万	5	9	千	5	0	0	円
				¥							

10 %対象	595,000円	消費税	54,090円
%対象	円	消費税	円
%対象	円	消費税	円
合計	円	消費税	円

（あて先）川崎市長
上記の金額を請求します。 令和 年 月 日
次の口座へ振込みください。

住 所

氏 名 _____ (電話 - -) 印

(フリガナ) _____

振込先	銀行	支店	預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
受取人	住 所	_____				
	氏 名	_____				
	(フリガナ)	(電話 - -)				

提出先 _____ 局 _____ 課取扱分 _____

付 記 _____ 請求番号 _____

発行元課 (ま) 住宅政策部住宅整備推進課

業者番号	記載例		
ページ	全	枚中	枚目

誓 約 書

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っていないこと並びに下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が川崎市暴力団排除条例第2条に規定するいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結していないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載される書類を提出する日（郵送する日）を御記入下さい。を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約に

法人の場合、登記簿上の代表者を御記入ください。
 実務上の本社所在地（事実上の所在地）と登記簿上の本社所在地が異なる場合、実務上の本社所在地を御記入下さい。政令指定都市以外は都道府県から御記入下さい。
 書類を提出する日（郵送する日）を御記入下さい。を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約に
 令和元年 5月 1日
 〔法人、団体にあつては事務所所在地〕
 住所 川崎市川崎区宮本町1番地
 法人組織名称（株式会社、有限会社等）は略さないでください。
 法人は法務局に、個人事業主は市区町村長に届け出た印を押印してください。
 商号又は名称 川財建設 株式会社
 (フリガナ)
 代表者職氏名 代表取締役 川崎 太郎
 (印鑑登録印)


役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	フリガナ		漢字		元号	年	月	日		
1 代表取締役	カワサキ	タロウ	川崎	太郎	S	30	1	1	男	川崎市川崎区東田町8
2 取締役	カワサキ	ハナコ	川崎	花子	S	31	2	1	女	川崎市川崎区東田町8
3 監査役	カワサキ	イチロウ	川崎	一郎	H	1	3	1	男	川崎市川崎区東門前2-1-1
4 執行役員	カワサキ	ジロウ	川崎	二郎	H	5	4	1	男	川崎市川崎区鋼管通2-3-7
5										
6										
7										
8										
9										
10										
特記事項等										

備考1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するか否かは申請者において判断してください。

備考2 元号はT（大正）、S（昭和）、H（平成）、R（令和）で、年は和暦で記入してください。

備考3 役員数が多く本様式1枚で足りない場合は、複数枚提出してください。その場合、右上の「ページ」に（全3枚中1枚目）等、全部で何枚提出しているかが明確となるよう記載の上、全ての様式に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載して押印してください。

【申込チェックシート(相模原市版)】

受付時に記入してください

「被災住宅応急修理」申込チェックシート

毎日1号から

クリップは左
を上げて綴じる

受付日	月 日 ()	津・湖・藤・他	号	受付者	
世帯主氏名					
住所 (罹災証明に記載されている住所)	相模原市 緑・中央・南 区				
当該住宅に居住 していた世帯の数		世帯	マンション等の場合は 名称まで記入		

↑2以上は仮設住宅を別の世帯主が利用しないか口答確認

【必要書類】

○必要書類は揃っているか？

- 申込書（住民票記載者以外の申請は親族のみ原則可）
- 住宅の被害状況に関する申出書
- 罹災証明書（ コピー 台帳で確認済 ）
 - ※原本を持参された場合は、その場でコピーを取って、原本は返却してください。
- 資力に係る申出書（半壊、一部損壊（準半壊）の場合のみ）
- 住宅の応急修理指定業者願書（市の業者リストに掲載されている業者以外の業者を指定する場合のみ）
(後日、修理見積書を提出する際に合わせて提出でも可)

【対象者要件】

- 「被害の状況」は一部損壊以上か？（り災証明書等を確認）
 - 半壊 一部損壊（準半壊） 大規模半壊 全壊 その他
- 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用する予定はないか？（聞き取りにより確認）
 - 利用しない 申請している

【判定】

- 合格
- 不合格
(理由:)

【申込者にお渡しするもの】

- 申込書（受付印を押したものの写し）
- 業者リスト（依頼する業者に当てがいない方）
- 業者へお渡し 被災住宅の応急修理業者の皆様へ
- 見積書の雛型（半壊・大規模半壊用又は一部損壊（準半壊）用のどちらか）
(業者リストに掲載されていない業者に依頼を予定している場合)
- 住宅の応急修理指定業者願書
- 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

確認者（正）	
確認者（副）	

見積書提出時に記載（申込時に見積を持参した場合にも記載してください。）

【修理見積り依頼状況】 ※見積書が添付されていない場合、チェック。添付の場合は本用紙右下隅に記載。

- 依頼済み 分かる範囲で記載↓
- 未依頼（業者の当てはある）
- 未依頼（探している段階）

業者名	
連絡先（電話）	
担当者	
業者への応急修理の説明	未 ・ 済 （見積書に写真、誓約書添付等の説明忘れずに）
工事完了	済 ・ 工事中 ・ 未定 （ 月 日着工予定）

↓見積書↓（○付けしてください！）

・見積有り ・見積無し

【見積書チェックシート(相模原市版)】

審査時に記入してください

「被災住宅応急修理」見積書チェックシート

クリップは左上で綴

整理番号	第 号	見積提出日	月 日	受付日	月 日
世帯主氏名					
住所 (り災証明に記載されている住所)		相模原市 緑・中央・南 区			

【修理見積書】

- 「半壊・大規模半壊用」、「一部損壊（準半壊）用」の用紙が間違っていないか
- 施工業者欄の記入及び代表者印の押印
- 修理申込者の記入及び押印（自署の場合は押印省略）
- 被害状況写真の添付
- 応急修理分費用が対象を超えていないか
(半壊・大規模半壊の場合595,000円、一部損壊（準半壊）の場合300,000円)
- 対象工事のチェック（下記対象内外工事例で確認）

応急修理制度 対象内外工事例

優先	部位	対象	対象外	チェック
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●当該災害の被害と直接関係ある修理 ●修理や設備とのかえと併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修 ●発生材の運搬、処分費 	<ul style="list-style-type: none"> ●内装は基本的に対象外 ●解体工事のみ ●洗浄、消毒、防蟻処理等 ●仕様がグレードアップする工事 ●障害物（土砂等）の除去 	
① 高い↑	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更も対象） ●工事に必要な付帯仮設工事等も対象 		
	構造部材 (柱・梁等)	<ul style="list-style-type: none"> ●破損した柱梁等の構造部材の取替 ●傾いた柱の冢起こし ●筋交いの取替、耐震合板の打付等 (耐震性確保のための措置を伴うものに限る) 		
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ●壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む) ※外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象 ●外壁断熱材 (断熱材の吸水膨張による取替え等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ●内壁断熱材 	
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ●壊れた基礎の補修（土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひびの補修 (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。) 		
	床	<ul style="list-style-type: none"> ●応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 例：床組（根太、大引等）又は下地板（合板、座板）が壊れている。吸水による変形、床下の破損がある修繕 ●壊れた床の補修 ※床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上げ材（一般的なもの）、畳の補修復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない部屋以外の箇所の修理 ●洗浄・消毒、防蟻処置等 ●仕上げ材のみ（フローリング、クッションフロアー）が吸水による変形の修繕 ●畳のみの交換 	

↓ 低い		内壁	<ul style="list-style-type: none"> ●壁の構造部材（柱・はり または 構造用合板が壊れている修繕 ※柱・梁は構造材のみ 壁は外壁部分及び耐力壁のみ 柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ●土壁についても外壁部分及び耐力壁のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●クロスのみ剥がれているものの張替 ●耐力壁ではない内壁の下地板（PB、合板）、仕上板（プリント合板など）が吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕 	
	②	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ●外部に面する壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む） 	●内部建具	
	③	上下水道の配管	●上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）		
		電気、ガスの配管、配線	●電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）		
	④	ガス設備	●ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換		
		給湯設備	●給湯設備（灯油タンクを含む）が壊れたことによる交換		
		浄化槽	●浄化槽（プロアー含む）が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ		
		給排気設備	●壊れた給排気設備の取替		
		便器	<ul style="list-style-type: none"> ●壊れた便器の交換（便器はロータンクを含む） ●従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換（図面や写真等で従前から有ると確認可のもの） 	●ウォシュレット部は対象外	
		衛生設備	●洗面化粧台（洗面ボールのみ）が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ		
	エアコン	対象外	●エアコンは対象外（壁掛け、埋め込み）		
	造付家具	対象外	対象外		
	家具・家電	対象外	対象外		

備考

確認者（正）	
確認者（副）	

【完了検査チェックシート(相模原市版)】

完了検査時に記入してください

「被災住宅応急修理」完了検査チェックシート

クリップは左上で綴

完了報告書提出日	月 日 ()	整理番号	第 号
世帯主氏名			
住所 (り災証明に記載されている住所)	相模原市 緑・中央・南 区		

【必要書類】

○必要書類は揃っているか？

- 完了報告書
- 修理見積書の写し
- 対象箇所の工事写真 (施工前 施工中 施工後)
- 請求書
- 請求内訳書 (内容は見積書と同じもの)

【完了要件】

対象工事の優先順位		該当チェック
①	屋根、柱、床、外壁、基礎等	*
	柱・梁等の構造部材	
	基礎	
	床	床の補強と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修や土砂撤去を含む
	屋根	屋根葺き材の変更
②	壁	筋交い補強、構造合板貼り、外装材の変更
	ドア、窓等開口部	ガラス、鍵の交換
③	配管・配線の補強	*
	上下水道	水漏れの補修、給湯器交換、配管埋込部の壁・タイルの補修を含む
	給排水設備	換気扇の交換も含む
④	配線・配管	電気、ガス、電話等の配線・配管 スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックの修理含む
	衛生設備	便器 (ウォシュレット部は除く)、浴槽など
⑤	浄化槽	浄化槽を修理しなければ、便所等が使用できない状況であれば対象 (市施工の浄化槽は、市で修理。自費設置の浄化槽は当該制度対象)
⑤	その他	修理に伴う撤去工事及びその発生材の運搬・処分費は対象

対象外 (対象工事に含まれていないか)		該当チェック
内装	間仕切り壁・天井の仕上げ、ふすま、障子	
建具	雨戸、シャッター、作り付け家具	
家電製品	エアコンの室外機、置型のガスコンロ、自動食洗器、テレビアンテナ、テレビケーブル、インターネット回線設備	
設備	太陽光発電設備、オール電化の蓄電池、HEMS用コントロールパネル	
住宅外	カーポート、物置、外構	
洗浄・消毒		

【判定】

- 合格
- 不合格

(理由：)

確認者 (正)	
確認者 (副)	

【受付台帳(相模原市版)】 ※受付時手書き記入用

応急修理 受付台帳

津・湖・藤 受付

番号	申込書 受理日 (受付日)	損壊状況	被災住宅所在地	氏名	電話番号	不足書類(備考)
1		全壊・大半・半・一損(壊)				
2		全壊・大半・半・一損(壊)				
3		全壊・大半・半・一損(壊)				
4		全壊・大半・半・一損(壊)				
5		全壊・大半・半・一損(壊)				
6		全壊・大半・半・一損(壊)				
7		全壊・大半・半・一損(壊)				
8		全壊・大半・半・一損(壊)				
9		全壊・大半・半・一損(壊)				
10		全壊・大半・半・一損(壊)				
11		全壊・大半・半・一損(壊)				
12		全壊・大半・半・一損(壊)				
13		全壊・大半・半・一損(壊)				
14		全壊・大半・半・一損(壊)				
15		全壊・大半・半・一損(壊)				
16		全壊・大半・半・一損(壊)				
17		全壊・大半・半・一損(壊)				
18		全壊・大半・半・一損(壊)				
19		全壊・大半・半・一損(壊)				
20		全壊・大半・半・一損(壊)				
21		全壊・大半・半・一損(壊)				
22		全壊・大半・半・一損(壊)				
23		全壊・大半・半・一損(壊)				
24		全壊・大半・半・一損(壊)				
25		全壊・大半・半・一損(壊)				
26		全壊・大半・半・一損(壊)				
27		全壊・大半・半・一損(壊)				
28		全壊・大半・半・一損(壊)				
29		全壊・大半・半・一損(壊)				
30		全壊・大半・半・一損(壊)				
31		全壊・大半・半・一損(壊)				
32		全壊・大半・半・一損(壊)				
33		全壊・大半・半・一損(壊)				
34		全壊・大半・半・一損(壊)				
35		全壊・大半・半・一損(壊)				
36		全壊・大半・半・一損(壊)				
37		全壊・大半・半・一損(壊)				
38		全壊・大半・半・一損(壊)				
39		全壊・大半・半・一損(壊)				
40		全壊・大半・半・一損(壊)				

【住宅応急修理業者登録者名簿(神奈川県版)】(協定団体⇒県、県⇒市町村、市町村⇒被災者)

NO	事業所名	代表者	担当者	自治体コード	郵便番号	住所	電話	FAX	担当者携帯	メールアドレス	〇年〇月〇日時点	
											リフォーム事業者	団体登録
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												

【住宅の応急修理請負業者推薦依頼書(協定団体⇒神奈川県)】

住宅の応急修理請負業者推薦書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

協定団体
会長 ○○ ○○

年 月 日づけで依頼のあったこのことについて、次のとおり推薦します。

業者名	所在地	代表者名	担当者名	電話番号	受持可能な市(区)町村

別紙「住宅応急修理登録者名簿」のとおり

担当者 _____

電話 _____

※ 欄が不足した場合は、複写して下さるようお願いいたします。

2 障害物の除去様式類

(1) 様式

ア 受付・申込時【申請者⇔市町村】	
【様式第1号】障害物の除去申込書 _____	60
【様式第2号】資力に係る申出書 _____	61
【様式第3号】住宅の障害物の除去見積書 _____	62
【参考様式13】障害物の除去指定業者願書 _____	63
イ 依頼時【市町村⇒業者】	
【様式第4号】障害物の除去依頼書 _____	64
【参考様式14】障害物の除去実施連絡書 _____	65
【参考様式15】請書 _____	66
ウ 完了時【業者⇒市町村】	
【様式第5号】工事完了報告書 _____	67
【参考様式16】請求書 _____	68
【参考様式17】検査調書 _____	69
エ 整備を要する書類（災害救助事務取扱要領に定める書類）【市町村】	
【参考様式10】救助実施記録日計票（応急修理と併用） _____	39
【参考様式18】障害物除去の状況（内閣府様式17） _____	70

※このほか、必要に応じて、住宅の応急修理の様式等を参考に使用する。

(2) 資料集

被災者向け障害物の除去のチラシ【例】 _____	71
障害物の除去受付台帳（手書き用）【例】 _____	72
令和元年台風第19号における「障害物の除去」について（通知）【県⇒市町村】 _____	73

申込書提出日 年 月 日

受付日	年	月	日
受付番号	第		号

上枠内は記入しないでください。

被災住宅の障害物の除去申込書

〇〇市町村長 様

被害を受けた

住宅所在地

現在の住所

現在の連絡先(TEL)

氏名

被災住宅の障害物の除去を実施されたく申し込みます。

なお、被災住宅の障害物の除去の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

1 災害名 〇〇災害

2 被災日 年 月 日

3 住家の被害の程度

〇〇市町村が発行した「り災証明書」に基づき、次の被害の程度に○をつけてください。

ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 半壊 エ 床上浸水

添付書類

- 1 〇〇市町村が発行した「り災証明書」
- 2 資力に係る申出書（様式第2号）

住宅の障害物の除去見積書

〇〇市長 様

見積対象の住宅

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地

年 月 日

住 所

業 者 名

代表者名

印

電話番号

障害物の除去の対象工事金額

工事価格	¥
消費税等相当額	¥
工事費(税込)	¥

(参考)工事全体の金額

工事費(税込)	¥
---------	---

年 月 日

障害物の除去指定業者願書

〇〇市長 あて

(除去申込者) 住 所

氏 名

(複数世帯の場合は代表者を記載)

障害物の除去指定業者として、次の業者を指定して下さるようお願いいたします。
(業者を証明する添付書類：(法人)建設業許可証写し等、(個人)運転免許証写し等)

(施工業者) 住 所

会社名

代表者名

電話番号

障害物の除去依頼書

施工業者 様

〇〇市長 印

次の被災者住宅について、別添除去見積書（写）のとおり障害物の除去を依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては障害物の除去の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 依頼対象の住宅・見積金額

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地	見積金額 (障害物の除去分)
合計金額			円

2 依頼工事の金額 金 0 円（障害物の除去対象分）

3 工事全体の金額（参考） 金

【添付書類】

- ・ 除去見積書（写）

障害物の除去実施連絡書

申込者 様

〇〇市長

被災された次の住宅について、別添のとおり障害物の除去を実施するよう依頼しましたので、連絡します。

工事日は、施工業者からお知らせいたしますので、お立ち会いくださるようお願いいたします。

- 1 被災住宅所在地
- 2 受付番号
- 3 施工業者
- 4 留意事項
 - ・ 経費によっては障害物の除去の対象外となる場合や、1世帯当たりの上限金額を超える場合は、申込者の支払いが生じることがあります。

(添付書類)

障害物の除去依頼書（写）、障害物除去見積書（写）



工事完了報告書

〇〇市長 様

(施工業者)

会社名

代表者名

次の被災者住宅について、別添除去見積書（写）のとおり障害物の除去を完了しましたので、報告します。

1 依頼対象の住宅

受付番号	被災者氏名	被災住宅所在地

2 完了年月日

年 月 日

【添付書類】

- ・ 除去見積書（写）
- ・ 工事写真（施工前、施工中、施工後）

請 求 書

一 金 0 円也

災害救助法による障害物の除去工事に対する完成代金を上記のとおり請求します。

請求内訳

受付番号	申込者名	対象住宅所在地	工事金額(障害物除去分)
合 計			円

年 月 日

住 所
氏名及び名称

(法人にあってはその代表者の氏名)

〇〇市長 様

必ずご記入下さい。

口座振込先銀行名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行 本店 支店	当 座 ・ 普 通	

検 査 調 書

(決裁欄)			

年 月 日

〇〇市長 様

検査員 職氏名

印

次のとおり検査しました。

契 約 名	〇〇災害における障害物除去工事		
受 注 者			
工 事 場 所			
契 約 金 額		契約締結年月日	
契 約 工 期	~	完了検査年月日	
工事着手年月日		工事完了年月日	
備考	※複数世帯対象の場合は、以下に上記以外の工事対象の受付番号等を記載 (受付番号) (工事場所)		

【参考様式 18】

↓内閣府「災害救助法の救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号)」に定める様式17
様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名		除去に要すべき 状態の概要	備考
				実支出額	円		
計	半壊(焼)	世帯					
	床上浸水	世帯					

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

令和元年台風第19号による被災者の皆様へ

被災住宅の障害物の除去制度について（ご案内）

令和元年台風第19号によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を市町村が実施する制度です。制度の利用を希望される方は、災害時にお住まいの市町村にお申し込みください。

対象者

次の要件のいずれにも該当する方が、対象になります。

- (1) 災害時に住んでいた住家が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水した方
- (2) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物を除去できない方
- (3) 避難所等へ避難している方で、障害物を除去して元の家に住む方
- (4) 応急仮設住宅（借上の民間賃貸住宅を含む。）を利用しない方

除去の範囲

障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものですので、その範囲は次のとおりとなります。

なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。

- (1) 居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外）
- (2) 住家の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去

注意事項

- (1) 一世帯当たりの限度額は137,900円（※）です。
※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、市町村が支払います。
- (2) 同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記（1）の一世帯当たりの限度額以内となります。

募集期間

令和元年〇月〇日（〇曜日）から

除去の完了期限

具体的な期限は、今後、申込状況や除去の進捗状況に応じて別途設定します。

申込先 災害時に居住していた市町村
問合せ 災害時に居住していた市町村

障害物の除去の受付台帳(手書き用)【例】

障害物の除去 受付台帳

〇〇市町村 〇〇課

番号	受付日	損壊状況	被災住宅所在地	氏名	電話番号	備考 (不足書類等)
1	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
2	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
3	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
4	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
5	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
6	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
7	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
8	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
9	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
10	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
11	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
12	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
13	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
14	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
15	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
16	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
17	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
18	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
19	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
20	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
21	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
22	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
23	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
24	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
25	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
26	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
27	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
28	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
29	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
30	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
31	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
32	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
33	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
34	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				
35	/	全壊・大半・半壊・床上浸水				

住 計 第 1 3 4 0 号

令 和 元 年 1 0 月 2 1 日

災害救助法適用市町村
障害物の除去事務担当課長 様
(救助実施市を除く)

神奈川県県土整備局
建築住宅部住宅計画課長
(公 印 省 略)

令和元年台風第19号における「障害物の除去」について

このことについては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により、当該救助に要した経費を国及び県が負担することとされており、令和元年10月12日付けで、本県から貴市町村に事務を委任しているところです。

つきましては、障害物の除去に関して次のことに御留意いただき、御対応をお願いいたします。

記

1 住民への周知等

今後「障害物の除去」を実施する市町村におかれましては、次の資料を例として作成しましたので、御活用ください。

- (1) 被災住宅の障害物の除去制度について（ご案内）
- (2) 被災住宅の障害物の除去申込書
- (3) 資力に係る申出書
- (4) 受付簿

2 支出関係書類等の整備

「障害物の除去」において市町村が支出した費用は、後日精算を行いますので、次の書類を整えてください。

- (1) 支出関係書類（実施伺い、見積書、契約伺い、契約書又は請書（会計規則上必要な場合）、完了確認書、請求書等）
- (2) 除去前後の写真

3 その他

- (1) 「障害物の除去」については、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものであり、単に床下の泥を除去する場合は対象にならないことがありますので、判断に迷う事案がありましたら「問合せ先」へ連絡願います。
- (2) 罹災証明書の発行を待たずに半壊と判断して実施したが、その後に発行された罹災証明書で一部損壊となった場合の除去の費用については、災害救助費の対象にならず、国と県では負担できませんので、慎重に対応願います。

※ 対象者等の詳細

「災害救助事務取扱要領（令和元年10月）内閣府政策統括官（防災担当）」のP84～P86を参照してください。

問合せ先
住宅計画課
住宅企画グループ ○○
電話：045-210-6539

第3章 資料集

1	質疑応答（Q & A）	77
	【内閣府】災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A	77
	【神奈川県】令和元年台風19号における住宅の応急修理関係 Q & A（県所管区域）	83
	【川崎市】令和元年台風19号における住宅の応急修理関係質疑応答	84
	【相模原市】住宅の応急修理（災害救助法）に関するQ & A	91
2	協定書	97
	災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況	97
	【全国木造建設事業協会（全木協）】	98
	【神奈川県建設業協会（神建協）】	101
	【神奈川県建築士事務所協会（神事協）】	104
	【神奈川県電気工事工業組合（神電工組）】	106
3	法令集	108
	災害救助法（抜粋）	108
	災害救助法施行令（抜粋）	112
	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）	114
	災害救助法施行細則による救助の程度等（抜粋）	121
	（参考）※次の法令等は、応急仮設住宅供給マニュアル資料編を参照	
	災害救助法施行規則	資 5-16
	災害救助法の運用に関する件	資 5-19
	災害救助費の国庫負担について	資 5-28
	災害救助法による救助の実施について	資 5-30
	大規模災害における応急救助の指針について	資 5-46

*** 留意事項 ***

災害時には法令が改定されている場合があるため、必ず最新の法令等を確認してください。

（参考）内閣府防災情報（災害救助法）のページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>

1 質疑応答 (Q & A)

内閣府政策統括官 (防災担当)
令和元年11月21日現在

【内閣府】災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A
(市町村職員・被災者向け)

質 問	回 答
<p>1 住宅の応急修理とはどのような制度なのか。</p>	<p>災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊 (準半壊) (仮称) を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。</p> <p>【基準額 (消費税込み)】 半壊・大規模半壊：595,000円以内 一部損壊 (準半壊)：300,000円以内</p>
<p>2 住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。</p>	<p>修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。</p> <p>ただし、上記1の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。</p>
<p>3 住宅の応急修理の範囲はどこまでか。</p>	<p>住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。</p> <p>なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。</p>
<p>4 応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。</p>	<p>住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。</p>
<p>5 災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。</p>	<p>併給は可能です。</p> <p>住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。</p>
<p>6 公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。</p>	<p>在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。</p> <p>また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施</p>

		が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
7-2	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
8	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いいたします。
8-2	住宅の応急修理の完了期限が1ヶ月とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は1ヶ月となっておりますが、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には特別基準により期間の延長が可能です。 その上で、被災者の最後の一人が応急修理を完了するまでは延長を継続する必要があります。
9	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
10	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② リ災証明書 ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
11	大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）かどうかは、どのように確認するのか。	リ災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、リ災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、リ災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ

		ば結構です。
12	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
13	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
14	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
15	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
16	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
17	D I Y の材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Y は、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
18	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
19	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。
20	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
21	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので

		相談窓口でその旨相談願います。
22	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	<p>応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。</p> <p>また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口にご相談してください。</p>
23	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	<p>当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。</p>
23 -2	畳の交換は対象となるのか。	<p>床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。</p> <p>畳だけの交換は対象となりません。</p> <p>また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。</p>
24	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	<p>浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。</p>
25	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	<p>一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。</p> <p>その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。</p>
26	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	<p>損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。</p>
27	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	<p>珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。</p>
28	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	<p>エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。</p>
29	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	<p>新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。</p> <p>上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。</p>
30	浸水被害により、浄化槽ブローが故障した。ブローの交換は応急修理の対象となるか。	<p>浄化槽ブローは住宅設備であり、対象として差し支えありません。</p>
31	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。また、オール電化のIHクッキング	<p>損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。</p>

	ヒーターは対象となるか。	I Hクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからI Hクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
32	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
33	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。 (暖房便座は可。) ただし、温水洗浄便座(ウォシュレット等)は応急修理の対象外となります。
34	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。
35	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
36	59万5千円以内あるいは30万円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。
37	住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書(様式第2号)を作成し、各市町村窓口へ提出してください。 なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 修理総額100.0万円の場合 応急修理 59.5万円以内 (応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。) 自己負担 40.5万円以上
38	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 (ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)
39	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでよいのか。	コピーで差し支えありません。
40	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。

	を示すために図面は必要か。	<p>図面の添付は必要ありません。</p> <p>また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。</p>
41	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	<p>地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。</p>
42	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	<p>住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。</p> <p>内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。</p>

【神奈川県】令和元年台風19号における住宅の応急修理関係 Q & A（県所管区域）

	カテゴリー	質疑	回答 (内閣府確認済)
1	対象範囲	被災した屋根の真下が生活に必要不可欠な部屋でなければ制度対象とならないか。	応急修理は、原則として日常生活に不可欠な部分を対象としているが、構造上の基本となる部分（屋根・外壁・柱・基礎等）については、面する室の用途に限らず対象となる。（内閣府確認済み）
2	対象範囲	寝室は、日常生活に不可欠な部分に当たらないか。	日常生活において、『居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分』に対する応急修理は可能であることから、寝室は対象になる。 ※個別ケースで、他に就寝することが可能な部屋が複数あり、その寝室を補修しなくても生活が可能と判断される場合は、対象外となる可能性もある。
3	対象住宅 (対象者)	A世帯が2つの建物（自宅と別荘）を所有しており、被災（損害割合10%以上）した建物が週末や長期休暇で利用することを想定している別荘である。この場合、A世帯は居住する住家（自宅）があることから、別荘への災害救助法の適用はできないと判断してよいか。	適用外となる。
4	対象住宅 (対象者)	自宅と別荘の判断は、住民票の住所により行ってよいか。	生活実態に合わせて判断する必要がある。 例えば、電気・ガスの利用実績、あるいは、本人宛の郵便物の確認など。
5	補助額	共同住宅（マンション等）における補助の限度額については、1世帯あたり、専有部分と共有部分（渡り廊下、外廊下、階段）の合計額が59万5千円以内と考えてよいか。	そのとおり。

【川崎市】令和元年台風19号における住宅の応急修理関係質疑応答

	質疑	回答
【住宅の応急修理制度について】		
1	一部損壊は対象になりますか。	罹災証明で一部損壊(準半壊)と判定されたものは対象となります。限度額は税込み30万円になります。
2	いつまでに申請すればいいですが。いつまでに着工、竣工すればいいですか。	当面の間、受付をしております。申込受付を締め切る際にはホームページ等によりお知らせします。着工についてですが、修理は市と工事施工者で契約し応急修理の工事を実施しますので、市が工事施工者から見積書を受領し、市から工事施工者へ工事依頼を行ってから着工するものとなります。また、竣工については、現時点では期限を定めていません。今後、期限を定める場合には、市ホームページ等によりお知らせします。
3	罹災証明の交付を受けなければ、受付や修理工事に着手できないのか。	原則として、罹災証明等の交付後に修理申し込み時に提出いただく必要がありますが、工事代金の精算前の段階であって、かつ、写真等で応急修理制度の要件に適合することが確認でき、市へ見積書の提出や工事前、中、後の写真などの書類の提出であれば、制度の対象とすることが可能な場合があります。ただし、提出書類で応急修理制度の要件が確認できない場合は制度の対象外となりますのでご注意ください。
4	すでに工務店に発注(着工、竣工)しているが、対象となりますか。また、すでに代金を支払っている場合、対象となりますか	写真等で応急修理制度の要件に適合することが確認でき、市へ見積書の提出や工事前、中、後の写真などの書類の提出であれば、制度の対象とすることが可能な場合があります。工事代金が精算済の場合は対象となりません。
5	すでに工務店に発注(着工、竣工)している場合、手続きをどうしたらいいですか。	申込申請書類一式(案内チラシ参照)と見積書、工事写真(前、中、後)を持って窓口にて相談をお願いします。
6	全体の修理費用が、住宅の応急修理制度の限度額 59 万 5 千円を超える場合、この制度の適用は受けられないのか。	全体の修理費用が応急修理制度の限度額を 超える場合であっても、本制度は活用できます。この場合、制度の対象となる工事のうち、59 万 5 千円以下となる部分が市の負担分であり、それを超える部分については、自己負担となります。
7	資力の具体的要件はなんですか。	客観的な数値等による要件なく、申出書に記載いただいた資力が不足する理由によって確認します。公表している記載例を参考に記入してください。
8	だれに修理を頼めばいいですか。	お付き合いのある工務店などに依頼できます。その場合、その業者が市に必要書類等の提出に対応いただく必要がありますので、対応が可能であるか市ホームページに掲載している書類または、申込後に市からお渡しする書類により業者に確認をお願いします。

		また、申込後に市から配布する施工業者一覧の中から選定していただくこともできます。
9	市のほうで、業者を手配してほしい。	業者の選定は、実際に居住している方が、日常生活を営むために必要な修理箇所等を具体的に指示する必要があることから市が業者を選ぶことは、公平性の観点からできません。なお、市と協定を結んでいる団体における業者リストをお渡ししますので、ご参照ください。(高齢等の理由により電話や申込ができない場合は、申込者に業者を選んでいただいた上で、手続等を支援することは可能)
10	一覧表にのっていない工務店に頼みたいが、可能ですか。	可能です。その場合、その業者が市に必要書類等の提出に対応いただく必要がありますので、対応が可能であるか市ホームページに掲載している書類または、申込後に市からお渡しする書類により業者に確認をお願いします。
11	二世帯住宅だが、限度額(59.5万円)は二倍となりますか。	日常生活に不可欠で必要な部分が世帯ごとに分離されていて2戸とみなせる状況でかつ、罹災証明書が世帯ごとに交付されている場合は、2世帯とも対象とし、それぞれの世帯ごとに限度額以内で応急修理を行うことができます。
12	補助を受けた後に何年以上居住しないといけないなどの制約等はあるか。	居住期間の制限はありません。
13	一つの建物で、被災者の要望で設備工事と大工工事を別々の業者をお願いした場合(分離発注をした場合)でも、合わせて上限額まで制度の対象となりますか。	対象となります。例:一つの建物で、被災者の要望で設備工事と大工工事を別々の業者をお願いした場合、2社の合計金額を59.5万円限度として対象になります。
14	損傷が生じている部分が、今回の水害が原因なのか、もともと壊れていたのかわからない。	もともと壊れていたものは対象外です。今回の水害が原因で壊れたか否かについて判断がつかない場合は、修理を依頼する工務店や建築士等へご相談するなどし、ご自身で判断してください。
15	修理用の材料を購入し、自分で修理したいのだが、制度の対象になるか。	住宅の応急修理制度は、被災者の住宅の修理工事に係る費用を、市が直接業者と契約し、修理工事後に費用を支払うものであるため、被災者が自分で修理した場合は制度の対象とはなりません。
16	依頼したい業者は株式会社だが建設業許可をとっていない。	応急修理指定業者願書に法人登記の写し等を添付してください。
17	施工前や施工中の写真を撮っていないが、対象工事として認めてくれ	業者から「写真が撮影できなかった」旨の申立書を受け取るとともに、申立の内容について見積書と照らし、工事の内容を丁寧に聞き取り文章として残すことで、対象工事として認められる場合があります。
【他制度との関係について】		
1	どのような被害だと一部損壊(半壊)になりますか	罹災証明の判定については、各区の危機管理担当にお問い合わせください。

2	通知された被害よりも被害が生じており、半壊だと考えている。判定をやり直せ。	罹災証明の判定については、各区の危機管理担当にお問い合わせください。
3	被災者生活再建支援金はいつ支給されるのか。	各区の地域みまもり支援センターで受付をしています。
4	被災者生活再建支援金の申請もここでできるのか。	できません。 各区の地域みまもり支援センターで受付をしています。
5	応急修理と被災者生活支援金と両方の支援をうけることは可能でしょうか。	住宅の応急修理制度を利用した被災者でも、被災者生活再建支援制度となる場合には利用することはできません。なお、被災者生活再建支援制度の支援金を、住宅の修理に充当することが可能です。
6	市営住宅(県営住宅、特公賃、UR)に一時入居しているが、申請はできますか。	応急修理の対象となります。ただし修理完了後は市営住宅等から退去する必要があります。
7	火災保険の保険金がおりの予定だが申請できるか	できます。
8	解体工事に対する支援制度はないのか	環境局施設整備課が、り災した家屋の解体・撤去に関する支援を担当しています。044-200-2575までお問合せください。
9	市独自支援(川崎市令和元年東日本台風災害支援金支給制度)30万円支給との併用はできるか。 うちは独自支援の対象とならないのか。	併用できます。 独自支援の対象者には直接申請書類が郵送されます。 詳しくは、コールセンター044-200-0220までお問合せください。
【制度の対象者・対象建物】		
1	応急修理を受けられる住宅の要件は。私の住宅は応急修理の対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年台風19号により、罹災証明で一部損壊(準半壊)以上の被害認定を受けた世帯で、 ・修理により被害を受けた住宅での生活が可能となること、 ・及び、半壊、一部損壊(準半壊)の場合には、自らの資金では修理できないことが条件となります。 <p>なお、修理の範囲は、居室、台所、トイレなどの日常生活に必要な部分のみとなります。</p> <p>また、借上げの応急仮設住宅の利用との併用はできません。</p>
2	分譲マンションについては、応急修理の対象となるのか。	<p>対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる世帯:戸建てと同じ。(罹災証明が一部損壊(準半壊)以上、資力が無い等) ・対象なる部位 <p>(1)個別の世帯が単独で申込をする場合 廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、 バルコニー側の外壁・サッシ等、 専用部分の上下水道管、バスタブ、風呂釜、台所(水栓、シンク等)、トイレ(便器)等</p>

		<p>※実際の事務では専用部分の床、壁断熱材等も対象として実施しました。</p> <p>(2) 共用部分を複数世帯で修理する場合 資料をもって住宅整備推進課あて相談してください。</p>
3	<p>マンションの1階が半壊以上となっています。共用部分については、管理組合が申請すればいいですか。</p>	<p>申請は制度の要件を満たす世帯のうち、共有部分については修理箇所を日常的に使用する世帯に限定されます。複数世帯で共用部分を修理する場合には、委任状により委任を受けた管理組合理事長が代表して共用部の修理に関する手続きを行うことも考えられます。資料をもって住宅整備推進課あて相談してください。</p>
4	<p>店舗併用住宅は対象となりますか。</p>	<p>対象となりますが、応急修理の箇所は住宅部分のみとなります。</p>
5	<p>台風15号で被害を受けたが、対象となりますか。</p>	<p>今回対象となるのは、台風19号で受けた被害のみとなります。り災証明書の被害の原因が台風19号となっている必要があります。</p>
6	<p>賃貸住宅は対象となりますか。</p>	<p>アパート等の借家の場合は、本来その所有者が修理を行うものですが、所有者が修理を行えず、居住者の資力をもってしては修理できない場合、居住者が所有者の同意を得て行うことは可能です。ただし、所有者が修理できない理由を申出書に記入いただきます。また、世帯が複数の場合、対象世帯(戸)単位に限度額の範囲で行います。なお、賃貸マンションの共用部分は対象外となります。</p> <p>※内閣府による清算監査において、所有者の資力を課税証明書等で厳格に確認するよう指示がありました。</p>
7	<p>賃貸住宅の所有者は申請できるか</p>	<p>制度の対象者は、住宅被害を受けてそのままでは住むことができない状態にある者(世帯)が対象となります。そのため、居住していなかった所有者からの申込はできません。なお、所有者が修理を行えず、居住者の資力をもってしては修理できない場合、居住者が所有者の同意を得て行うことは可能です。ただし、所有者が修理できない理由を申出書に記入いただきます。また、世帯が複数の場合、対象世帯(戸)単位に限度額の範囲で行います。</p> <p>※内閣府による清算監査において、所有者の資力を課税証明書等で厳格に確認するよう指示がありました。</p>
8	<p>現在は空き家となっているが、災害により被災し応急修理が必要な状態になったため、修理したいが、救助法の対象となるか。なお、修理後には家に住むことを希望している。</p>	<p>応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなる方が対象となるため、空き家は対象にはなりません。</p>
9	<p>現在居住している家の所有権を持っていないが、対象とすることはできるか。</p>	<p>所有者の同意(所有者が修理を行う資力がないことを確認)を得て、居住者が応急修理を行う(申込む)ことは可能です。</p>

		※内閣府による清算監査において、所有者の資力を課税証明書等で厳格に確認するよう指示がありました。
10	個人事業主の建設業者が、被災した自分の家を修理する場合、応急修理制度を適用できるか。	適用できます。申請書類に併せて「住宅の応急修理指定業者願書」の提出してください。
11	住民登録をしている者の住宅でないと応急修理の申請はできないのか。	当該住家に居住していることが確認できれば、対象となります。(り災証明の発行が前提)
12	現在、一次避難として賃貸住宅に入居しているが、元の住宅を修理して戻りたい。この修理は対象となるか。	一次避難をしている状態であれば対象となります。
13	被災した自宅にいたるが対象になるか	日常生活に不可欠な部分に被害があれば対象となります。
【応急修理の対象範囲について】		
	(総則)	
1	解体工事のみは対象外だが、修理に伴う撤去工事は対象になりますか。また、運搬・処分費は対象になりますか。	修理に伴う撤去工事及びその発生廃材の運搬・処分費は応急修理の対象となります。
2	応急修理に伴う解体は対象経費になると考えるが、解体のみの場合は対象となるか。	応急修理は、日常生活を営むことができるように、応急的に修理を行うものであり、解体のみの場合は対象になりません。
3	住宅は全壊等で居住することはできない場合に、居住者が自力で建設する仮設住宅の費用は対象となるか。	対象となりません。
4	トイレや台所が壊れており、同じ場所では使えない場合、他の場所に移築する費用は応急修理の対象となり得るのか。	対象となります。ただし土砂で埋まって使えない等、同じ場所ではできない理由を確認し、なぜ場所を変える必要があるのかを整理する必要があります。(写真等で説明できるように)(単にリフォームとみなされるようなもの対象となりません。)
5	汚れた壁・壁紙(損傷なし)の交換。	下地の修理を伴わない仕上げ材のみの交換は対象外となります。
6	壁の中にある濡れた断熱材の交換(放置すると壁が腐朽する。)	<u>一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、対象として差し支えありません。その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。</u>
7	内部間仕切り壁の修理は対象となるか	下地の修理を伴う場合は対象となります。
8	(床・床下)	
9	べた基礎内にたまった水・汚泥の排出のための床の解体・復旧。(放置すると土台や束、床が腐朽する。)	水・汚泥の排出・処分・清掃のみで床の解体、復旧をする場合は対象外となりますが、床組または下地板が壊れている 又は 吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある場合、床の解体・補修は対象となります。
10	床を外して、床下の泥をとらないとにおいがする、衛生面で不安。泥の処分は対象になるか。	水・汚泥の排出・処分・清掃のみでは対象外です。ただし、床の補修をする上で土砂を撤去する必要がある場合は、土砂の撤去・運搬・処分費は対象となります。※内閣府の精算監査において、床補修を伴う場合でも、土砂等の撤去処分は対象外とされました。

11	濡れた畳の交換(放置すると床が腐朽する。)	畳の交換は、床組や下地板の補修と同時に行う必要最小限のみ対象となります。
12	壊れた畳の交換(そのままでは住めない。)	畳の交換は、床組や下地板の補修と同時に行う必要最小限のみ対象となります。
13	濡れた畳を取り外すと床に隙間があるため、交換しないと住めない。	畳の交換は、床組や下地板の補修と同時に行う必要最小限のみ対象となります。
14	床仕上げ材のフローリングについて、床破損個所の修理に伴うフローリング工事は応急修理の対象になるのか。また、フローリングが根太張り工法でフローリング自体が床構造となっている場合は対象となりますか	床破損個所の修理に伴う床仕上げ材の復旧となるフローリング工事は対象となります。 フローリング自体が床構造の場合のフローリングの補修は対象となります。
15	浸水した床下地について、洗浄・乾燥・消毒・防腐剤塗布などの対応で再利用できる場合、これらにかかる金額は対象となりますか。	洗浄・消毒等は対象としておりません。
-	<u>住宅基礎の下の地盤が流出してしまった。砂利の充填により地盤を補強したいが対象になるか。</u>	<u>砂利の充填だけでは対象にならない。基礎の修理と併せて砂利を充填するということであれば対象になる。</u>
16	(設備)	
17	ビルトインのエアコンの室外機の交換	建築物に備え付けのものであっても冷暖房設備は対象外となります。(必要最小限ではない)
18	給湯器・電気温水器	対象となります。
19	キッチン、洗面台、風呂、トイレのいずれかが汚泥で詰まって使えない。	給排水管の補修は対象となります。 なお、災害により破損したキッチンセット、洗面化粧台、風呂ガマ、風呂桶、ユニットバスは対象となります。
20	キッチンのガスコンロ、電気コンロが汚泥で使用できない。	対象外です。(必要最小限といい難い、電化製品と同じ扱い) キッチンセットの交換は対象。その場合のビルトインコンロを含む
21	換気扇が動かない。	対象となります。(台風19号で破損したもの)
22	ビルトインの自動食洗器が壊れた。	対象外です。(必要最小限ではない)
23	太陽光発電設備が壊れた。	対象外です。(必要最小限ではない)
24	オール電化用の蓄電池やHEMS用コントロールパネルが壊れた。	対象外です。(必要最小限ではない)
25	システムキッチンの扉が開かなくなったので使えないので交換したい。	対象外です。(必要最小限ではない)
26	テレビアンテナ、テレビケーブル、インターネット回線設備が壊れた。	対象外です。(必要最小限ではない) (電気、ガス、電話等の配管・スイッチ等は対象)
27	洗浄機能一体型のトイレが壊れた場合、同等のトイレに取替えできますか。	便器の取り換えについては、洗浄便座の洗浄部分が付加された部分については対象外になります。(洗浄便座部分を分離して計上できる場合は、それ以外の部分についてはこの制度の対象となります。)従前が洗浄機能一体型トイレの場合は対象

28	(建具関係)	
29	室内の扉(トイレや風呂など)が開かない。	対象となります。なお、ふすま、障子類は、枠組みが破損している場合の補修が対象で、張り替えだけですむような修理は対象外です。
30	雨戸・シャッターが壊れた。(窓は使える。)	対象外です。(必要最小限ではない)
31	玄関や窓のかぎが壊れて、施錠・開錠できない。	対象になります。
32	(マンション) ※ 応急修理の対象(罹災証明による判断)と混乱しないように説明。	
33	共用の電気設備やポンプ等を修理・交換したい。	電気の配線等の設備や給排水のためのポンプ等は対象となる可能性があります。制度の要件を満たす世帯のうち、共有部分については修理箇所を日常的に使用する世帯に限定されます。複数世帯で共用部分を修理する場合には、資料をもって住宅整備推進課あて相談してください。
34	共用の玄関等が開かない。	他に共用の玄関があり、そちらで代用できる場合は対象外となります。複数の扉が開かない場合は一つのみが対象となります。なお、制度の要件を満たす世帯のうち、共有部分については修理箇所を日常的に使用する世帯に限定されます。複数世帯で共用部分を修理する場合には、資料をもって住宅整備推進課あて相談してください。
35	1階住戸は半壊以上となっているマンションであるが、共用の電気設備やポンプ等、外壁・開口部等の共有部の応急修理の扱いはどうなるか。	電気の配線等の設備や給排水のためのポンプ等は対象となる可能性があります。制度の要件を満たす世帯のうち、共有部分については修理箇所を日常的に使用する世帯に限定されます。複数世帯で共用部分を修理する場合には、資料をもって住宅整備推進課あて相談してください。
36	作り付けの家具は	対象外になります。
37	離れの倉庫が損傷している。(車庫も同じ)	対象になりません。対象は住宅棟のみです。
38	離れ(茶室、子供部屋等)が損傷して住めない。	離れの茶室は対象外です。 離れの子供部屋が日常生活に不可欠な部分であれば対象となります。
39	敷地内の石垣部分の崩落について、住家の応急修理が適用できないか。	住家部分以外への適用はできません。
(その他)		
1	ホームページの内容を見てもよくわからない。誰に相談すればいいですか。	まちづくり局住宅整備推進課に相談ください。なお、申込書類は中原区、高津区、多摩区の危機管理担当窓口にて配布しています。

【相模原市】住宅の応急修理（災害救助法）に関するQ & A

1 制度全般について

質 問		回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	<p>災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市が業者に依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度です。</p> <p>【基準額（消費税込み）】</p> <p>半壊・大規模半壊：595,000円以内 一部損壊（準半壊）：300,000円以内</p>
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	<p>修理に要した経費は市が直接、修理業者に支払います。</p> <p>ただし、上記1の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。</p>
3	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	<p>市へご確認下さい。受付終了の期間を設けている場合があります。</p> <p>なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いいたします。</p>
4	公営住宅、市営住宅、在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	<p>在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。</p> <p>また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。</p> <p>ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。</p>
5	59万5千円以内あるいは30万円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	<p>修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。</p>
6	住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	<p>被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第3号）を作成し、提出してください。</p> <p>なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。</p> <p>修理総額100.0万円の場合 応急修理 59.5万円以内 （応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。）自己負担 40.5万円以上</p>
7	2世帯住宅だが、59万5千円の2倍の工事をしてもよいか。	<p>同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。</p> <p>ご質問の場合は、半壊、大規模半壊の場合は、595,000円、一部損壊（準半壊）の場合は、300,000円が上限額となります。</p>

		ただし、個別に罹災証明が発行され、生計が別であることの確認がとれれば個別に申込することは可能です。生計等の別である確認は光熱水費の支払い明細等で判断します。
8	住宅の応急修理の完了期限が1ヶ月とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は1ヶ月となっていますが、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には特別基準により期間の延長が可能です。 その上で、被災者の最後の一人が応急修理を完了するまでは延長を継続する必要があります。
9	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書(様式1号) ② 住宅の被害状況に関する申出書(様式第1号添付様式) ③ 資力に関する申出書(様式2号) ④ 罹災証明書 ⑤ 施工前の被害状況が分かる写真 ⑥ 修理見積書(様式3号) (後日、提出可だが、工事決定までに必要) また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
10	既に自分で修理を頼んで支払いも終わっているが、補助してくれるのか。	本制度は、市が施工業者に直接修理を依頼する「現物給付」となりますので、申込前に修理が完了し、 <u>支払いが終了したもの</u> については対象外となります。
11	大規模半壊、半壊、一部損壊(準半壊)かどうかは、どのように確認するのか。	罹災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。
12	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	市が協定を締結している団体における業者のリストをお渡ししますが、ご自身の知り合いの業者による修理も可能です。 その場合は、市の指定業者としての登録が必要になりますので、申込される方は、「住宅の応急修理指定業者願書」を市に提出してください。
13	市の方で、業者を手配してほしい。	業者の選定は、実際に居住しているお客様が、日常生活を営むために必要な修理箇所等を具体的に指示する必要があることから市が業者を選ぶことは、公平性の観点からもできませんので、ご了承ください。 なお、市と協定を結んでいる団体における業者リストをお渡ししますので、ご参照ください。
14	市の職員が現場を見て、修理対象を判断してほしい。	原則として、市の職員が現地調査を行い、修理箇所を判断することはしておりません。申請時に提出いただく被害状況写真で確認させていただきます。
15	住宅の所有者は親だが、別居の子が申請してもよいか。	本制度の対象となるのは、住家が被災し、自らの資力では修理できない方又は住家が大規模な補修を行わなければ居住することが困難である方となります。 原則として、罹災証明書に記載されている世帯主の氏名での申込をお願いします。 ただし、世帯主が高齢等で手続できない場合には、その住宅に居住している方であればその氏名で申請し

		ていただいて結構です。
16	応急修理の申請時に提出する「罹災証明書」は、コピーでよいのか。	コピーで差し支えありません。
17	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
18	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいのか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差し支えありません。

2 他制度との関係について

	質 問	回 答
1	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。
2	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。
3	仮住まいを手配してほしい。	修理中の仮住まいの手配はできません。大規模半壊や半壊でその住宅に住むことができない場合は、応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の制度の活用をご検討ください。 なお、住宅の応急修理を実施した場合は、応急仮設住宅に申し込むことはできないため、ご注意ください。

3 対象者・対象住宅について

	質 問	回 答
1	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持回りなどにより入居者の正式な同意(同意書)が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
2	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修

		理の対象となります。
3	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように2住宅で1世帯が生活している場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	「母屋」と「離れ」の住居を合せて、生活の維持が可能な場合、それぞれで応急修理は可能です。
4	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
5	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	半壊、一部損壊(準半壊)の場合、世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、判断します。
5	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
6	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。

4 対象工事について

	質 問	回 答
1	内部建具(ドア、ふすま、障子)は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
2	破損した内壁(土壁)は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
3	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
4	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
5	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
6	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。
7	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。 市設置の高度処理型浄化槽の場合は、担当部署へご相談ください。

8	台所の流し台(キッチン)を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台(キッチン)は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
9	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
10	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。(暖房便座は可。) ただし、温水洗浄便座(ウォシュレット等)は応急修理の対象外となります。
11	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。
12	床下などの家屋内の土砂の除去は応急修理の対象となるのか。	土砂の処分は、本制度の対象にはなりません。 ただし、住家の修理をする上で、住家内に堆積した土砂を撤去しなければ修理できない場合には、その費用も対象となります。
13	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。
14	粗大ごみの処分は対象になるか。	粗大ごみの処分は、本制度の対象にはなりません。 津久井地域の方は津久井クリーンセンター、それ以外の地域の方は北・南清掃工場にお問い合わせください。
15	家電リサイクル(エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)の処分は対象か。	家電リサイクルの処分は、本制度の対象にはなりません。津久井地域(旧4町)の方は津久井クリーンセンター、それ以外の地域の方は北・南清掃工場にお問い合わせください。
16	床上浸水したが、清掃費は対象になるのか。	住宅の洗浄・消毒は対象外となります。
17	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備(グレードアップ)は対象外となりますので留意願います。
18	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象ではありません。 また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。
19	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
20	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。(断熱材、石膏ボード張替など)	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場

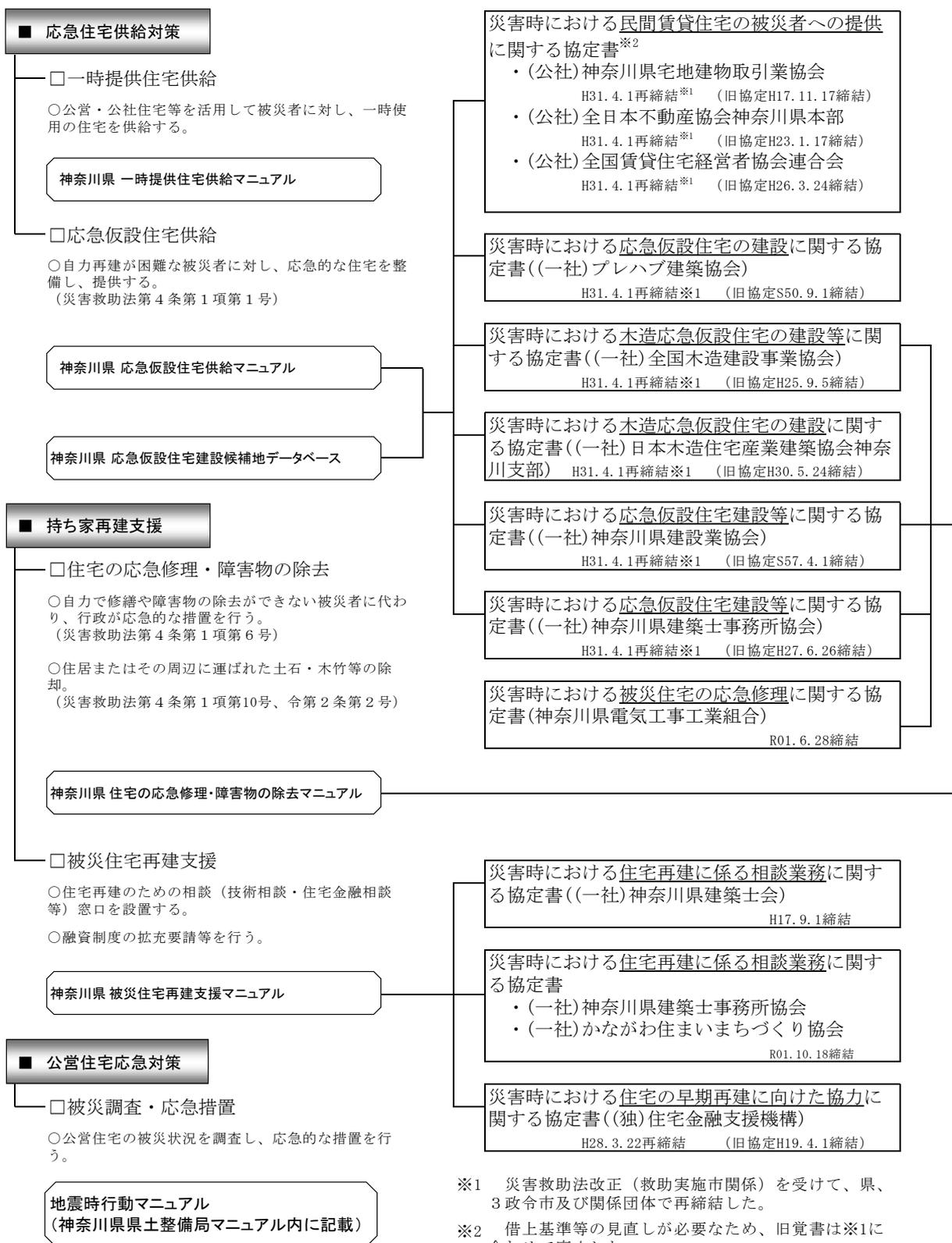
		合も張替えの対象となります。
21	DIYの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	DIYは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
22	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	グレードアップは原則対象外となりますが、例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
23	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器(配管、貯湯タンク、室外機)は対象となります。
24	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
25	外構工事は対象となるか。	カーポート、物置などの居住に直接関係のない他の工事につきましては、対象外となります。本事業は、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができる場合に、必要最小限の修理を行うものです。

5 事務処理について

	質 問	回 答
1	工事費が上限額を超えてしまうが、見積書や請求はどうすればよいか。	作成いただく修理見積書は、記載例を参照し、市が指定する様式を使用して、できる限り詳細なものを用意してください。 市に対する請求は、限度額以内の費用を請求してください。
2	工事を完了する期限はあるのか。	住宅の応急修理の適用期間は、災害救助法の規定では、災害発生の日から1月以内に完了することとされています。しかし、被害の程度を考慮し、適用期間については延長する場合があります。 また、請書に記載する工期は、原則修理依頼日から1か月としますが、修理業者に確認し、1か月では終了しない場合は、完了まで余裕をもった工期で請書を作成してください。
3	見積書に記載した工事の内容に変更が生じたが、どうすればよいのか。	変更が分かった時点で、市にご相談ください。 完了報告時に変更が判明した場合 ① 変更した工事内容が対象かつ、金額変更なし →見積書から修正してもらおう。請書等は修正なし ② 変更した工事内容が対象外、金額変更なし →見積書から修正してもらおう。請書等は修正なし ③ 変更した工事内容が対象、減額あり →見積書及び請書の修正 ④ 変更した工事内容が対象外かつ、減額あり →見積書及び請書の修正 ※工事内容の変更 → 見積書の修正 金額の変更 → 請書等の修正

2 協定書

災害発生時の住宅対策に関する各種マニュアルと協定締結の状況



災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。
2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

- 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

- 2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。
- 3 甲と戊との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

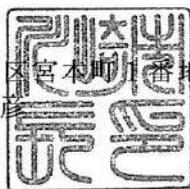
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



戊 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 大野 年司



災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

（住宅建設等）

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

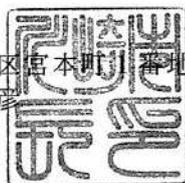
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22
一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 小俣



災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）に係る業務並びにその他災害における住宅対策に係る業務をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所定の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第7条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員（以下「会員」という。）の動員、その他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(協力の内容)

第5条 会員は、第3条の要請に基づき、住宅建設等の実施にあたっての甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談、その他必要な協力を行う。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建築士事務所協会業務課とする。

(連絡調整)

第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(会員名簿の提供及び報告)

第8条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(調査及び研究)

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、大規模災害時の対応、対策についての調査・研究を協力して行う。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

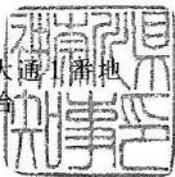
附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会との間で締結した平成27年6月26日付「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区不老町3丁目12
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 会長 白井 勇



災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が神奈川県電気工事工業組合（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理をいう。
2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、応急修理の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、住宅の被災状況、応急修理の実施要領その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である電気工事業者（以下「業者」という。）のあっせんをするとともに、甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談その他の必要な協力を行うものとする。

（応急修理）

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、応急修理を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 業者が前条の応急修理に要した費用は、当該応急修理に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の応急修理終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては神奈川県電気工事工業組合事務局とする。

（連絡調整）

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、応急修理について、協力できる人員等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

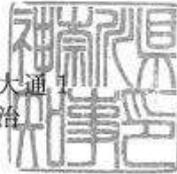
第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

1 この協定書は、令和元年6月28日から適用する。

令和元年6月28日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市長 本村 賢太郎



戊 神奈川県横浜市中区
神奈川県電気工事工業組合 理事長 青 博孝



3 法令集

災害救助法（抜粋）

（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）

最終改正：平成三〇年六月十五日法律第五二号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第二章 救助

（都道府県知事等の努力義務）

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認められた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（中略）

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社の協力義務等）

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（事務の区分）

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

第三章 費用

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（委託費用の補償）

第十九条 都道府県等は、その都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

（都道府県等が応援のため支弁した費用）

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わ

って同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
- 二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
- 三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

- 一 前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。
 - 二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。
- 3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

（災害救助基金）

第二十二条 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

- 一 都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。） 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額
- 二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額
- 三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十四条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五条 第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
 - 二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ
-

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十一条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者

二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかった者

第三十三条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十四条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

○1 この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

○2 罹災救助基金法は、これを廃止する。

○3 この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。

(中略)

附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

災害救助法施行令（抜粋）

（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）

最終改正：平成三〇年一二月二八日政令第三五九号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の搜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（中略）

（災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施）

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村の長に関する規定として災害発生市町村の長に適用があるものとする。

（事務の区分）

第十八条 この政令の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 前条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（中略）

附 則（平成三〇年一二月二八日政令第三五九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	三〇
五, 〇〇〇人以上一五, 〇〇〇人未満	四〇
一五, 〇〇〇人以上三〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇, 〇〇〇人以上五〇, 〇〇〇人未満	六〇
五〇, 〇〇〇人以上一〇〇, 〇〇〇人未満	八〇
一〇〇, 〇〇〇人以上三〇〇, 〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	一五〇

別表第二 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 五〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	二, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	二, 五〇〇

別表第三 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	一五
五, 〇〇〇人以上一五, 〇〇〇人未満	二〇
一五, 〇〇〇人以上三〇, 〇〇〇人未満	二五
三〇, 〇〇〇人以上五〇, 〇〇〇人未満	三〇
五〇, 〇〇〇人以上一〇〇, 〇〇〇人未満	四〇
一〇〇, 〇〇〇人以上三〇〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	七五

別表第四 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	五, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	七, 〇〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	九, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	一二, 〇〇〇

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百一十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設使所等の設置費として、一人一日当たり三百三十円以内とする。

ること。

二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))

であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすしい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができ現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千六百十円以内とすること。

二 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合に

おいては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。
 イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	円千八百八	円千二百四	円千三百五	円千四百二	円千二百四	七千九百円
冬季	円千二百	円千四百	円千五百六	円千六百五	円千七百二	一万千四百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	円千六百	円千三百	円千四百二	円千五百五	円千六百九	二千六百円
冬季	円千	円千二百	円千四百八	円千五百千	円千六百七	三千六百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

（医療及び助産）
 第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 晩脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用し

た衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

二 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った

世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しななければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千二百円
- 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

- 第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。
- 四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
- (死体の搜索及び処理)
- 第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

- イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

- イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検案
- (3) 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ハ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
- ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
- (災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常

生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者(以下、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第三条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費

及び修繕料をいう。)

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。

前 文〔抄〕(平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号)
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号)
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号)
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号)
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号)
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号)

前 文〔抄〕(令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号)
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕(令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号)
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

災害救助法施行細則による救助の程度等

(昭和40年9月10日告示第561号)

最終改正 令和2年8月25日告示第342号

災害救助法施行細則(昭和34年神奈川県規則第90号)第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間(昭和33年神奈川県告示第558号)及び災害救助法による実費弁償の限度(昭和33年神奈川県告示第559号)は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

(エ) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

(カ) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571万4,000円以内とすること。

c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

d 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。

e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。

f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 賃貸型応急住宅

a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア)fと同様の期間とすること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。

(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に5人を超える世帯員1人につき7,900円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を超える世帯員1人につき11,400円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失つた者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 59万5,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(7) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもつて行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万5,200円以内、小人17万2,000円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均が13万7,900円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (ア) 被災者の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の捜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者
ア 日当

- (ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 2万4,100円以内
- (イ) 薬剤師 1人1日当たり 1万8,300円以内
- (ウ) 保健師及び看護師 1人1日当たり 1万7,600円以内
- (エ) 助産師 1人1日当たり 1万8,500円以内
- (オ) 准看護師 1人1日当たり 1万4,400円以内
- (カ) 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 1万6,600円以内
- (キ) 救急救命士 1人1日当たり 1万6,400円以内
- (ク) 歯科衛生士 1人1日当たり 1万5,600円以内
- (ケ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 1万6,100円以内
- (コ) 大工 1人1日当たり 2万5,600円以内
- (サ) 左官 1人1日当たり 2万6,900円以内
- (シ) とび職 1人1日当たり 2万7,500円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

(2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則（昭和41年4月1日告示第210号）

この告示は、公表の日から施行する。

（中略）

前 文（抄）（令和元年11月8日告示第251号）

令和元年10月1日から適用する。